

(案)

原子力災害 広域避難 市町実施マニュアル

作成要領（ひな形）

本広域避難実施マニュアル作成要領（ひな形）は、広域避難計画であらかじめ定めた避難先に避難する際に必要となる避難元・避難先市町村において実施する避難手順について、静岡県が”ひな形”として例示したものです。

実際のマニュアルを整備する際には、避難元市町と避難先市町村が十分協議を行い、本マニュアル作成要領（ひな形）の内容にとらわれることなく、避難元・避難先市町村の置かれた状況に応じて、実践的なマニュアルを作成することが重要です。

平成30年3月

静岡県危機管理部原子力安全対策課

ひな形改訂歴

改訂日	版	改訂内容	担当
平成30年3月 日	第1.0版	マニュアル（ひな形）として新規策定	静岡県原子力安全対策課

この作成要領は、浜岡原子力発電所において原子力災害が発生し、静岡県内市町住民が原子力災害対策指針等に基づき、広域避難（避難又は一時移転）を行う際に必要な手順等を、避難元市町・避難先市町村でマニュアルとして作成するための作成要領（ひな形）としてまとめたものである。

静岡県危機管理部原子力安全対策課

目次

1	参考資料・出典	3
	(1) 法律.....	3
	(2) 計画・指針.....	3
	(3) マニュアル.....	3
	(4) 用語集.....	4
2	本マニュアルの位置づけ	6
	(1) 本マニュアルとの関係.....	6
3	原子力災害対策の概要	7
	(1) 原子力発電所の概要.....	7
	(2) 想定する災害.....	7
	(3) 原子力災害重点区域.....	7
	(4) 法律上の位置づけ.....	9
	(5) 静岡県の計画.....	9
4	原子力災害発生時等の対応体制	10
	(1) 原子力災害発生時等の対応体制.....	10
	(2) 原子力災害発生時等の防護措置.....	12
	(3) 避難の前提条件.....	15
	(4) PAZ圏内の避難フロー（基本例）.....	17
	(5) UPZ圏内の避難フロー（基本例）.....	18
	(6) 避難先の確認手順.....	19
5	平常時の対応	20
	(1) 災害時応援協定の締結.....	20
	(2) 広域一時滞在の事前協議.....	23
	(3) ○○市との定期的な協議.....	25
	(4) 避難経路所・避難所の周知及び担当者名の指名.....	25
	(5) 避難経路所・避難所において必要となる資材の手配.....	25
	(6) 避難経路所・避難所の開設・運営訓練の実施.....	25
6	連絡体制	26
	(1) 連絡ルート.....	26
	(2) 広域避難現地本部の設置等.....	26
	(3) 各連絡先.....	27

7	初期対応期における主な対応(PAZ)	29
(1)	警戒態勢	29
(2)	施設敷地緊急事態	30
(3)	全面緊急事態	35
8	初期対応期における主な対応(UPZ)	36
(1)	警戒態勢	36
(2)	施設敷地緊急事態	37
(3)	全面緊急事態	37
(4)	OIL 1による避難またはOIL 2による一時移転	38
9	避難経由所の機能	40
(1)	避難所開設時の考慮点	40
(2)	避難経由所の検討	40
(3)	主な想定避難方式	41
(4)	避難所・避難経由所の機能	42
(5)	避難経由所の機能要件	43
(6)	避難方式の選択基準	43
10	避難経由所(小規模方式)・避難所の開設・運営体制	45
(1)	想定避難者数	45
(2)	避難経由所の開設・運営	46
(3)	避難経由所の設備	47
(4)	避難経由所の開設	48
(5)	避難経由所の運営	49
(6)	避難経由所の閉鎖	50
(7)	避難所の開設・運営	52
(8)	避難所の開設・運営経費	53
(9)	避難所の閉鎖	53
11	避難経由所(大規模方式)・避難所の開設・運営体制	55
(1)	想定避難者数	55
(2)	避難経由所の開設・運営	56
(3)	避難経由所の設備	57
(4)	避難経由所の開設	59
(5)	避難経由所の運営	59
(6)	避難経由所の閉鎖	61
(7)	避難所の開設・運営	63
(8)	避難所の開設・運営経費	64
(9)	避難所の閉鎖	64
12	初期対応後における主な対応	66
(1)	避難所情報の公表	66
(2)	避難所等の運営	67
(3)	取材・広報体制	68
(4)	避難者名簿の公開	68
(5)	相談窓口	70
(6)	受入準備の解除	70
(7)	避難所等の解消	70
13	資料	71
(1)	災害対策基本法(広域避難関係抜粋)	71
(2)	災害対策基本法施行規則(広域避難関係抜粋)	74
(3)	災害対策基本法(安否情報関係抜粋)	74
(4)	災害対策基本法施行規則(安否確認関係抜粋)	76
(5)	各緊急事態区分を判断するEALの枠組み	82

1 参考資料・出典

本マニュアルにおいて、主として参考としているのは下記の資料である。また、本資料は原子力災害発生時の広域避難の対応の際に参考となるため、本資料とあわせ内容の確認をお願いしたい。

(1) 法律

法律名	災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)
	災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)
	原子力基本法(平成 11 年法律第 186 号)
	核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律(原子炉等規制法) (昭和 32 年法律第 166 号)
	原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)
	原子力損害の賠償に関する法律(昭和 36 年法律第 147 号)

(2) 計画・指針

資料名	防災基本計画(昭和 38 年・平成 29 年 4 月改訂)
発行者	内閣府

資料名	原子力災害対策指針(平成 24 年・平成 29 年 3 月改訂)
発行者	原子力規制委員会

(3) マニュアル

資料名	原子力災害対策マニュアル(平成 24 年・平成 27 年 6 月改訂)
発行者	原子力防災会議

資料名	避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(平成 25 年 8 月)
発行者	内閣府(防災担当)

資料名	原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針(平成 28 年 3 月)
発行者	内閣府(原子力防災担当)

(4) 用語集

本マニュアルにおいて使用する言葉の意味・定義は下記のとおり。

用語	その定義、意味
BWR	沸騰水型原子炉 : 原子炉で発生させた核分裂反応熱エネルギーで水を加熱し、直接タービン発電機を回転させ発電する原子力発電の方式で、浜岡原子力発電所で採用している。→PWR(加圧水型原子炉)
EAL	Emergency Action Level の略 緊急時活動レベル避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、原子力災害対策指針(平成 24 年 10 月 31 日原子力規制委員会決定)で事前に定められている判断基準のこと。
OIL	Operational Intervention Level の略 運用上の介入レベル放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための、原子力災害対策指針(平成 24 年 10 月 31 日原子力規制委員会決定)で事前に定められている判断基準のこと。
OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 500 μ Sv/h(地上1m で計測した場合の空間放射線量率)
OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準 20 μ Sv/h(地上1m で計測した場合の空間放射線量率)
OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準 β 線:40,000cpm(皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線:13,000cpm【1ヶ月後の値】(同上)
OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準
PAZ	Precautionary Action Zone(予防的防護措置を準備する区域)の略 原子力発電所で事故が発生し緊急事態となった場合に、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を開始する区域のこと。原子力災害対策指針では原子力発電所から概ね5km 圏とすることを定めている。
UPZ	Urgent Protective action planning Zone(緊急時防護措置を準備する区域)の略 原子力発電所で事故が発生し緊急事態となった場合に緊急時防護措置を準備する区域のこと。 原子力災害対策指針では原子力発電所から概ね5~30(静岡県では 31)km 圏とすることを定めている。

用語	その定義、意味
屋内退避	原子力災害時に、住民が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減することを目的として自宅等の家屋内に退避すること。
警戒事態 EAL AL	警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。AL=Alert
広域一時滞在	東日本大震災において、市町村や都道府県の区域を越えて、大規模な住民の避難がなされたことを踏まえ、災害時に被災市町村の区域で被災した住民の生命・身体を災害から保護し、または居住の場所を確保することが困難な場合に、県内外の他の市町村の区域において一時的な滞在ができるよう、平成 24 年6月の災害対策基本法の改正により新たに設けられた制度。県内広域一時滞在(法第 86 条の8)、県外広域一時滞在(法第 86 条の9) 市町村や都道府県の区域を越えた避難者の受入について協議を受けた場合は、受入側も被災しているなどの正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、一時的な滞在のために公共施設等を提供しなければならないこととされている。
施設敷地緊急事態 EAL SE	施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。SE=Site area Emergency
施設敷地緊急事態 要避難者	避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者
全面緊急事態 EAL GE	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。GE=General Emergency
避難経由所	避難先市区町村において、避難者を一旦受け入れ、避難所等への振分けを行う場所であり、市域外からの避難者の第一目的地となる、大規模な公園、スタジアム等のランドマーク施設。
避難行動要支援者	災害時に自ら避難することが著しく困難である者で、名簿を作成し避難支援を行う対象者(災害対策基本法第 49 条の 10)
避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。市町村長が指定する(災害対策基本法第 49 条の7)。市域外から避難した一般住民の臨時的な宿泊・滞在の場所となる。

2 本マニュアルの位置づけ

(1) 本マニュアルとの関係

避難先市区町村の防災計画、避難所運営マニュアル等に記載のある事項については、前記内容を適用し、本マニュアルは、上位の計画・マニュアル等に記載がない場合又は上位マニュアル等がない場合に適用する。

高 ↓ 適用優先順位 ↓ 低	避難先市区町村防災計画
	避難先市区町村避難所運営マニュアル
	避難元市区町村避難所運営マニュアル
	原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針 内閣府（原子力防災担当）
	避難所運営ガイドライン 内閣府（防災担当）
	本マニュアル
	避難所運営マニュアル 静岡県

3 原子力災害対策の概要

原子力災害対策の概要については、下記のとおりである。

(1) 原子力発電所の概要

- ・所在地：静岡県御前崎市佐倉 5561
- ・現況：表1のとおり

表 1 浜岡原子力発電所の現況(平成 29 年 2 月 1 日現在)

区 分	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	計
運転状況	廃止措置中		施設定期検査中(平成 22 年 11 月 29 日～)	施設定期検査中(平成 24 年 1 月 25 日～)	施設定期検査中(平成 24 年 3 月 22 日～)	
定格電気出力	54 万 kW	84 万 kW	110 万 kW	113.7 万 kW	138 万 kW	
営業運転開始日	昭和 51 年 3 月 17 日	昭和 53 年 11 月 29 日	昭和 62 年 8 月 28 日	平成 5 年 9 月 3 日	平成 17 年 1 月 18 日	
使用済燃料プール貯蔵容量	0 体	0 体	3,134 体	3,120 体	3,696 体	計 9,950 体
使用済燃料保管体数※	0 体	0 体	2,060 体 (764 体)	1,977 体 (764 体)	2,505 体 (872 体)	計 8,942 体
運転終了日	平成 21 年 1 月 30 日					

※ 各号機の使用済燃料プール等での保管体数。括弧内は使用途中の燃料体数(外数)。合計 8,942 体(うち使用済 6,542 体)。1 体とは燃料集合体の数であり 1 体の燃料集合体には 60～74 本の燃料棒が含まれる。

(2) 想定する災害

本計画で想定する原子力災害は、静岡県地域防災計画(原子力災害対策の巻)と同じく、発電所の過酷事故による放射性物質及び放射線の放出又はそのおそれのある事態を想定するものとし、南海トラフ地震等との複合災害も考慮するものとする。

(3) 原子力災害重点区域

静岡県防災計画において、原子力災害対策重点区域(PAZ、UPZ)を、発電所から 5km 及び 31km を目安に定めている。区域の種類及び範囲は表 2 及び図 1 のとおり。

原子力災害対策重点区域に係る 11 市町(以下「避難元市町」という。)の全域を本計画の対象とする。

図 1 浜岡原子力発電所 原子力防災重点区域

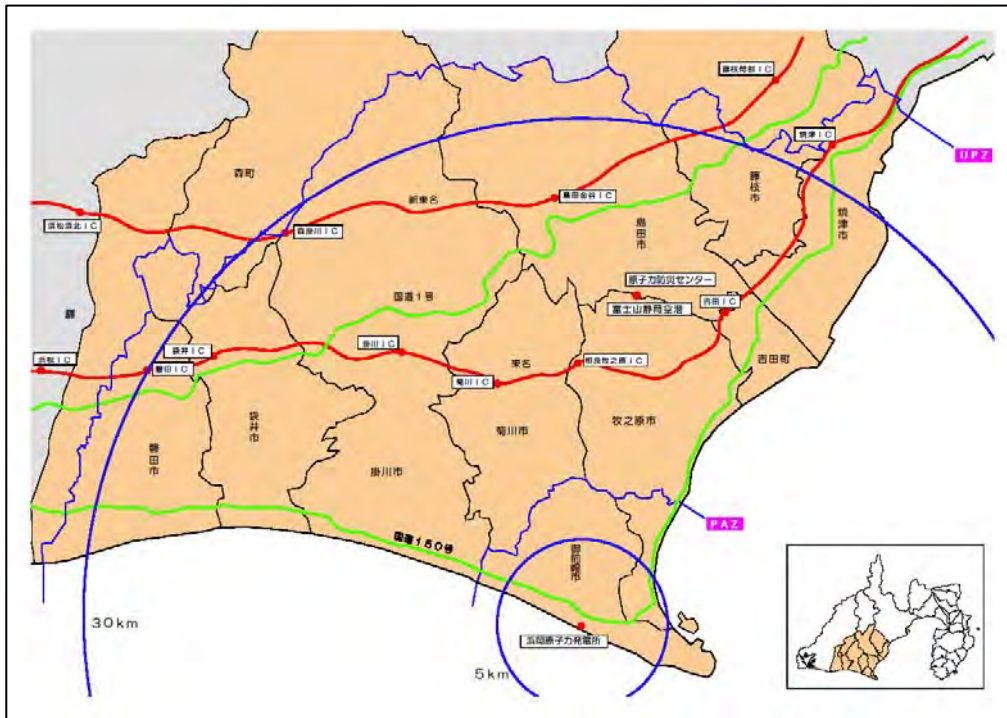


表 2 浜岡原子力発電所周辺地域の原子力災害対策重点区域

区域の種類	区域の範囲
PAZ (予防的防護措置を準備する区域)	御前崎市の全域 牧之原市の一部
UPZ (緊急時防護措置を準備する区域)	牧之原市のPAZの範囲を除く全域 菊川市の全域、掛川市の全域、吉田町の全域、袋井市の 全域、焼津市の全域、藤枝市の一部、島田市の一部、森 町の一部、磐田市の一部

表 3 浜岡原子力発電所周辺地域の距離別・市町別の人口(平成 28 年 4 月 1 日現在)

市町名	PAZ 圏内		PAZ + UPZ 圏内		11 市町 総人口
	概ね 0~5km	概ね 0~10km	概ね 0~20km	概ね 0~31km	
御前崎市	34,273	34,273	34,273	34,273	34,273
牧之原市	13,678	17,933	46,774	46,774	46,774
掛川市	—	9,745	55,565	117,520	117,520
菊川市	—	12,085	47,823	47,823	47,823
吉田町	—	—	28,311	29,702	29,702
袋井市	—	—	6,224	87,174	87,174
島田市	—	—	5,631	94,532	100,127
磐田市	—	—	—	125,915	170,311
焼津市	—	—	—	141,610	141,610
藤枝市	—	—	—	110,533	146,748
森町	—	—	—	3,594	18,988
合計	47,951	74,036	224,601	839,450	941,050

(4) 法律上の位置づけ

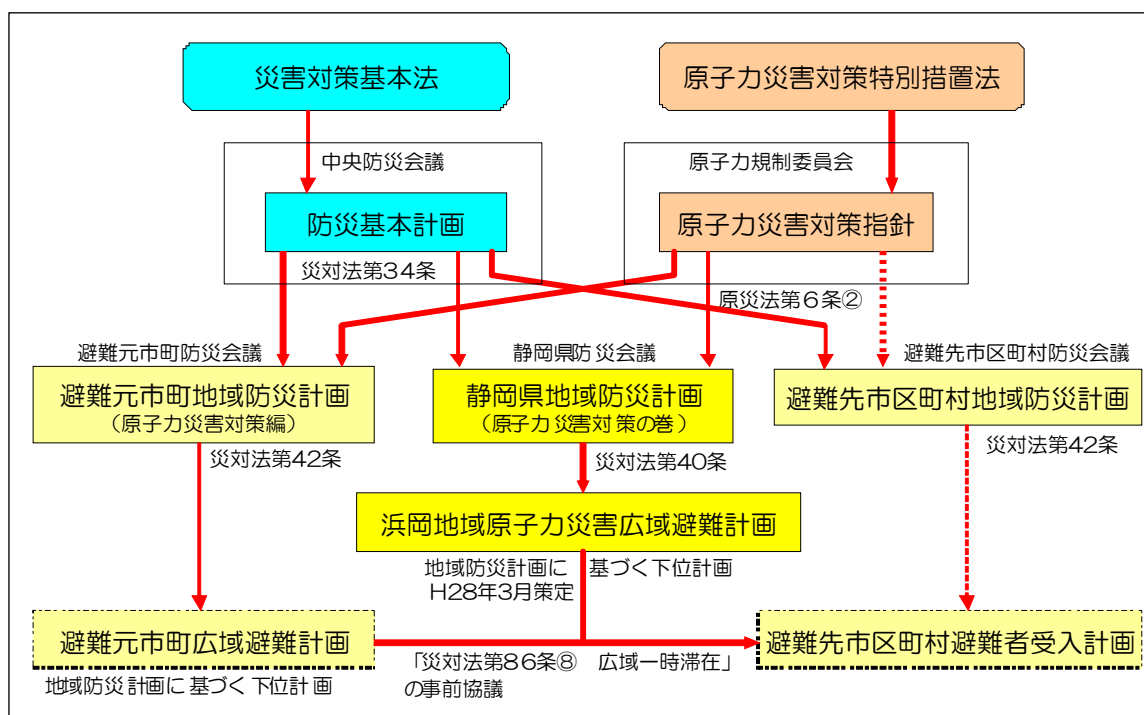
原子力災害対策については、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)、原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。)の規定により実施される。

(5) 静岡県の計画

静岡県は、浜岡原子力発電所における原子力災害に備えた「浜岡地域原子力災害広域避難計画(以下「県避難計画」)」を、平成 28 年3月に策定、平成 29 年3月に修正、公表した。

引き続き、実効性の向上を目指し、国の支援の下、関係市町と連携し、避難先都県、市区町村との協議等を進め、県避難計画の見直しに取り組んでいる。

図 2 原子力災害時 広域避難に関する法・計画体系



4 原子力災害発生時等の対応体制

(1) 原子力災害発生時等の対応体制

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力規制委員会が、原子力緊急事態が発生したと認めた場合、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が行われ、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策等を推進するために、原子力災害対策本部等が設置される。

ア 政府原子力災害対策本部（全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）

官邸及び原子力規制庁に設置され、内閣総理大臣を本部長として、関係省庁から構成される。事業者からの通報や緊急時モニタリング結果に基づき、避難等を決定し、オフサイトセンターに設置される政府原子力災害現地対策本部を通じて、県及び関係市町に指示をする。

イ 原子力災害合同対策協議会（全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は現地事故対策連絡会議）

オフサイトセンターに設置され、内閣府副大臣を本部長とする政府原子力災害現地対策本部、県、避難元市町、事業者等から構成される。政府原子力災害対策本部からの避難等の指示を県及び避難元市町に伝達するとともに、県及び避難元市町からの要請等を受け避難経路の確保、避難手段の確保等の避難等の支援を行う。

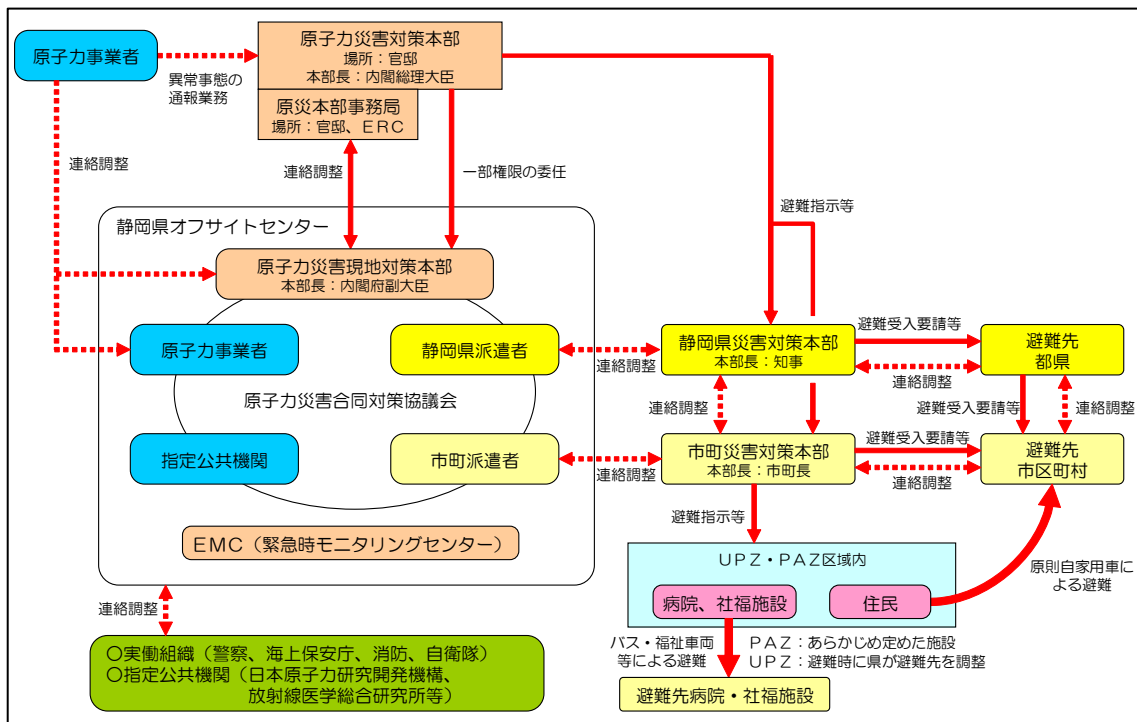
ウ 県原子力災害対策（警戒）本部、方面本部

県庁及び県総合庁舎に設置され、知事を本部長とし、県全部局から構成される。政府からの避難等の指示を受け、避難先県内市町・避難先都県との連絡、避難先の確保、避難経路の確保、避難手段の確保（輸送関係機関の要請、政府への要請等）、避難退域時検査場所の設置等を行う。

エ 避難元市町原子力災害対策（警戒）本部

市町の庁舎に設置され、市町長を本部長とし、市町全部局から構成される。政府からの避難等の指示を受け、住民への指示、避難誘導等を行う。

図 3 原子力災害発生時等の対応体制



出典:「原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針」内閣府(原子力防災担当)

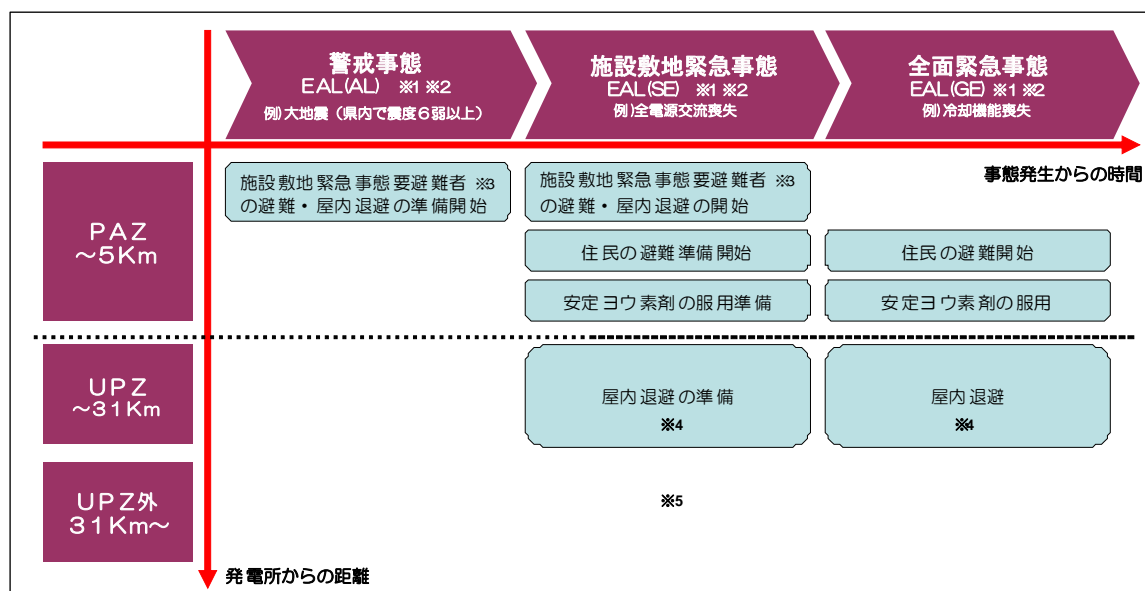
(2) 原子力災害発生時等の防護措置

原子力災害対策指針において、緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。具体的には、原子力発電所の状況に応じて、緊急事態を「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」の3つに区分している。

施設敷地緊急事態となった場合、PAZにおいて高齢者、乳幼児、障害のある方等の施設敷地緊急事態要避難者の避難を実施し、全面緊急事態となった場合、PAZにおいて避難、UPZにおいて屋内退避を実施する。

事態が進展し放射性物質が放出された場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくリスクが増加するおそれがあるため、UPZにおいては、屋内退避を継続し、政府原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果とOILに基づき、避難又は一時移転の範囲を特定し、指示があった場合に実施する。

図 4 原子力災害対策指針に基づく EAL の考え方



出典:「原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針」内閣府(原子力防災担当)

※1 EAL(Emergency Action Level):緊急時活動レベル避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準

※2(AL)=Alert (SE)=Site area Emergency (GE)=General Emergency

※3 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない避難行動要支援者等、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者

※4 事態の規模、時間的な推移に応じて UPZ 圏内においても段階的に予防的防護措置を実施する場合あり。

※5 UPZ 外においても、UPZ 内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避が必要となる場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない

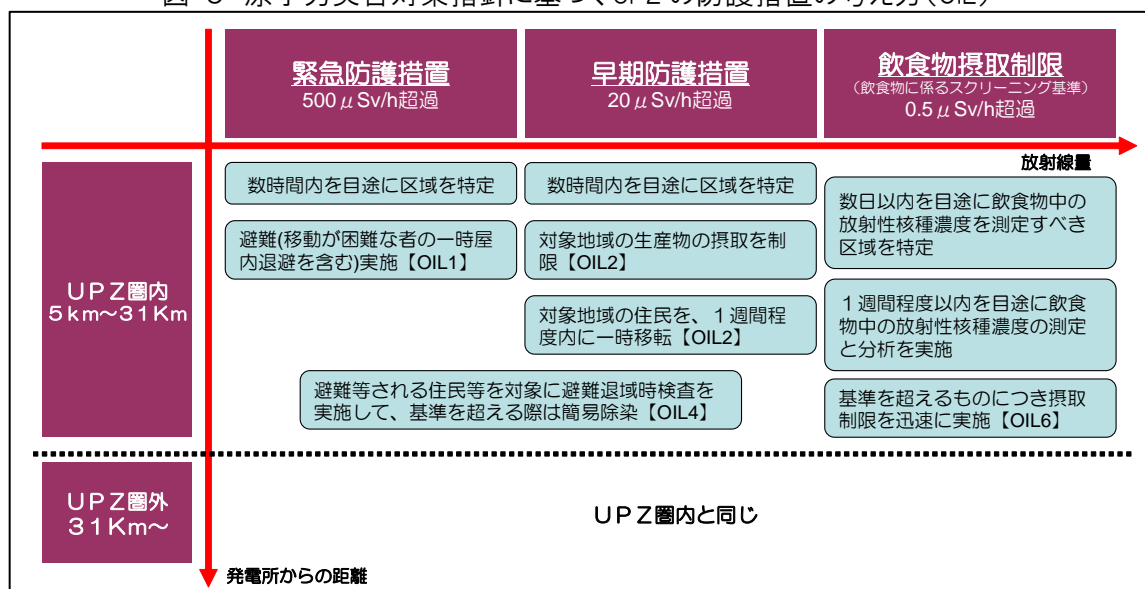
緊急時モニタリングは、政府原子力災害対策本部(施設敷地緊急事態の場合は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部)の統括の下、国、静岡県、事業者及び関係機関等の要員により構成される緊急時モニタリングセンターが、初動段階は静岡県緊急時モニタリング計画、同実施要領(静岡県、平成 27 年 10 月策定)に基づき、国が緊急時モニタリング実施計画を策定した後は、当該実施計画に基づき、実施する。

放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が、原子力災害対策指針に則って緊急時モニタリングの結果に基づき、高い空間放射線量率(500 μ Sv/h 超)が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、1 日以内に避難等の緊急防護措置を講じることとしている(OIL1)。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1 週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じることとしている(OIL2)。

また、飲食物等については、放射性核種ごとに濃度基準を設け摂取制限を実施する(OIL6)。

※ OIL(Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

図 5 原子力災害対策指針に基づくUPZの防護措置の考え方(OIL)



出典:「原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針」内閣府(原子力防災担当)

表 4 原子力災害指針に基づく OIL の具体的基準と防護措置

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線:40,000 cpm※3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線:13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7 飲料水 野菜類、穀類、肉、牛乳・乳製品 卵、魚、その他 放射性ヨウ素 300Bq/kg 2,000Bq/kg※8 放射性セシウム 200Bq/kg 500Bq/kg アルファ核種 1Bq/kg 10Bq/kg ウラン 20Bq/kg 100Bq/kg	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

(3) 避難の前提条件

原子力災害発生時の広域避難の具体的な方法については、原子力災害対策指針に基づき、静岡県広域避難計画及び〇〇市原子力災害広域避難計画の定めに従い実施されるが、その前提となる基本条件は下記のとおり。

- 主な避難手段
- 避難手段の確保
- 避難退域時検査場所・簡易除染
- 避難経路
- 代替避難手段の確保
- 避難所
- 避難所の選定
- 避難期間
- 避難所の運営
- 避難所の受入可能数
- 食料・資機材

ア 主な避難手段

〇〇市から□□市への避難手段は、**原則として、自家用車とする。**この場合は、世帯単位で乗り合わせるなどして、渋滞緩和に努める。

自家用車避難が困難な住民等は、〇〇市内に設けられる一時集合場所から、バス等の避難手段により避難を行う。

イ 避難手段の確保

静岡県及び〇〇市は、国の支援を受け、県バス協会等の輸送関係機関や事業者と協議し、バス等の避難手段の確保に努め、一時集合場所等必要な箇所へ手配する。バス等で避難が困難な場合や確保台数等が不足する場合は、自衛隊や海上保安庁へ車両、船舶、ヘリ等の派遣要請を行う。

ウ 避難経路

複合災害時についても、東名、新東名高速道路等の高速道路を広域避難の経路として使用することを前提とする。高速道路は緊急交通路として一般車両の通行は禁止されるが、**原子力災害による広域避難者は高速道路が通行可能である**として計画を策定する。

エ 代替避難手段の確保

富山県、石川県、福井県、長野県等については冬期の積雪が予想されるが、**冬期降雪時については、静岡県と避難元市町がパークアンドライド避難、代替地への避難等の代替避難手段を整備する。**

オ 避難所

避難所は、原則として災害対策基本法の指定避難所として避難先市町村が指定している避難所とする。

カ 避難所の選定

原則として、学校については体育館とする。その他の公共施設(公民館等)は全施設とする。但し、その他の公共施設については、規模や各施設の管理形態等により、避難先から除外することができる。

キ 避難期間

避難者の受入れ期間は、原則1ヶ月程度とし、それ以降は、より広範囲での移転等について静岡県、国により調整する。

ク 避難所の運営

避難所開設等の避難所運営の初動対応(3日間程度を目安)は避難先市町村で対応するものとし、できる限り速やかに避難元市町に引き継ぐものとする。なお、**静岡県と避難元市町は関係機関と協力し、避難先市町村の負担軽減に努めるものとする。**

ケ 避難退域時検査・簡易除染

避難退域時検査及び簡易除染は、静岡県内で行うものとする。

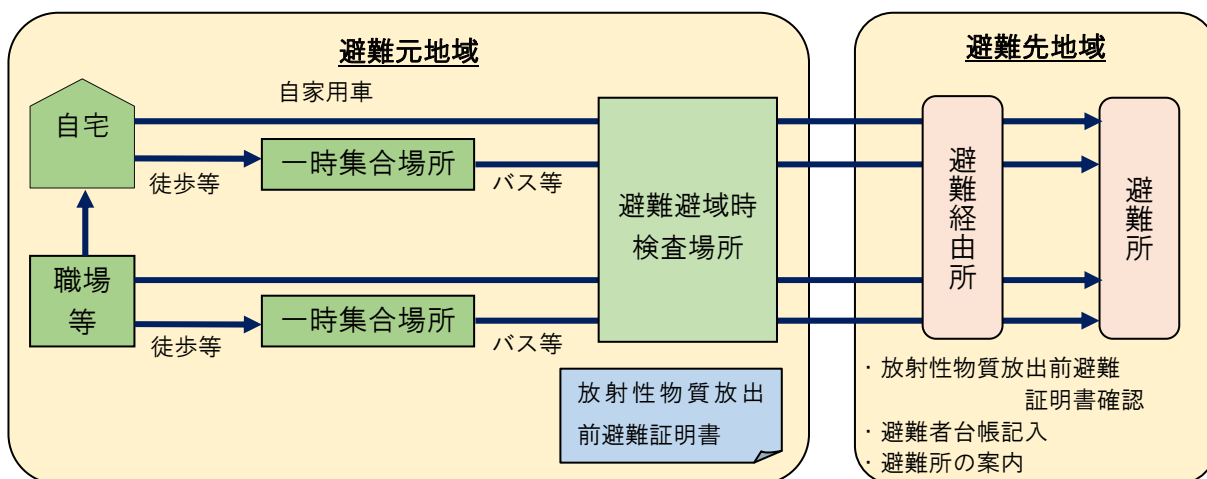
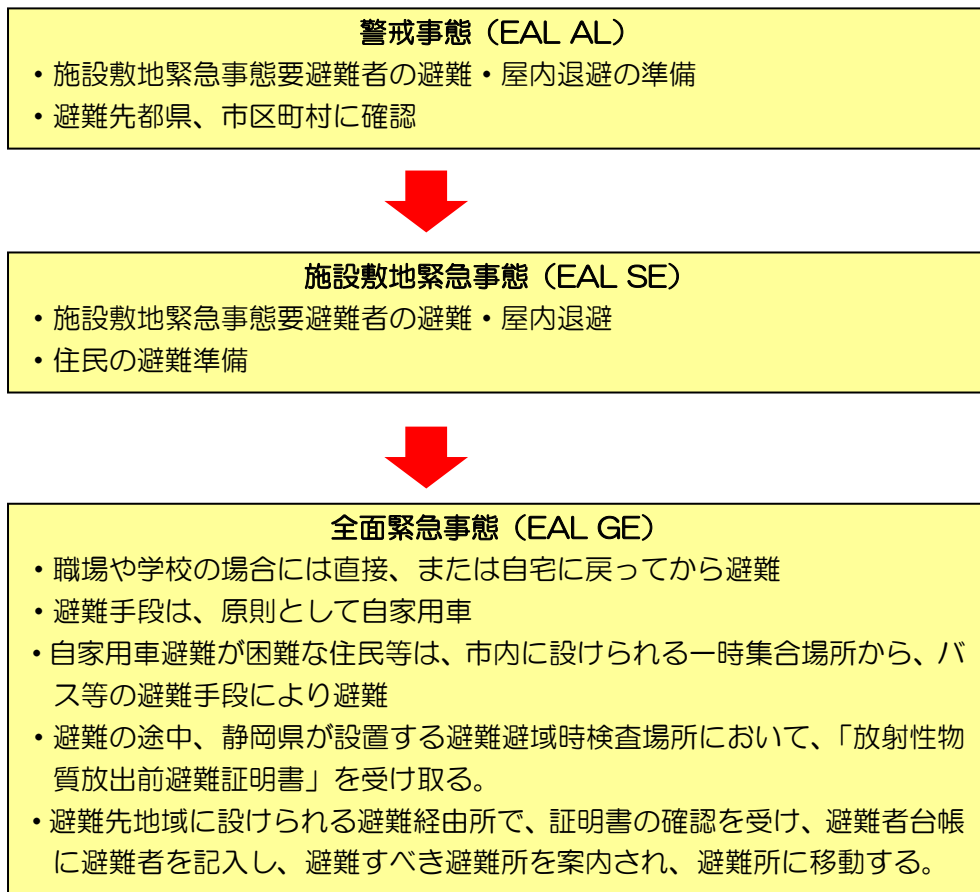
コ 避難所の受入可能数

避難所の受入れ可能人数の算定にあたっては、原則、避難先都県、避難先市町村の基準を用いるものとする。その基準が無い場合は、一人あたり3平方メートル(有効面積)を目安とする。

サ 食料・資機材

食料や資機材については、原則、避難元で準備する(避難者が調達する、避難元市町が調達する等)こととし、避難先市町村であらためて備蓄をする必要はない。なお、初動対応時において、既存の備蓄等の範囲の中で、避難先市町村が協力した場合、避難元で費用の負担をするものとする(災害救助法、原子力損害の賠償に関する法律を活用)。**静岡県と避難元市町は食料品調達のためコンビニエンスストアチェーン等と事前の協議を行っておく。**

(4) P A Z 圏内の避難フロー（基本例）



(5) UPZ圏内の避難フロー（基本例）

国がOILに基づき、避難又は一時移転を実施する範囲を迅速に決定し、県及び避難元市町が円滑な避難又は一時移転を実施するため、UPZに係る市町内に、避難単位を設定する。

施設敷地緊急事態（EAL SE）

- ・避難先都県、市区町村に確認



全面緊急事態（EAL GE）

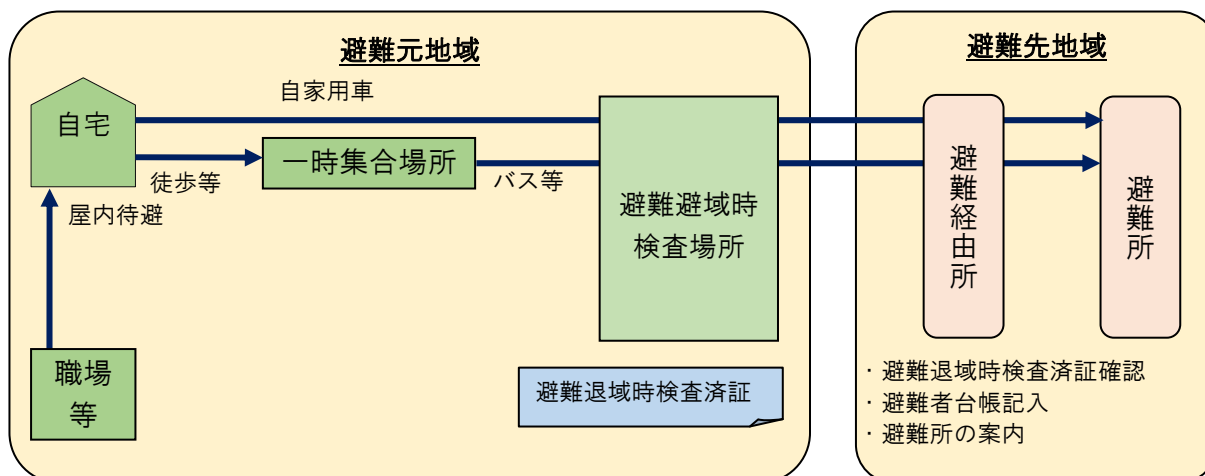
- ・自宅で屋内退避。職場や学校の場合には自宅に戻り屋内退避。

避難又は一時移転の対象となった場合、あらかじめ定められた避難単位ごとに屋内退避していた自宅から避難又は一時移転



OIL 1による避難又はOIL 2による一時移転

- ・避難手段は、原則として自家用車
- ・自家用車避難が困難な住民等は、市内に設けられる一時集合場所から、バス等の避難手段により避難
- ・避難の途中、UPZ境界周辺に静岡県が設ける避難退域時検査場所で、汚染検査を受け、検査の基準値（OIL 4）を超えた場合には、簡易除染を受ける。
- ・検査又は簡易除染が終了した後、「避難退域時検査済証」を受け取る。
- ・避難先地域に設けられる避難経由所で、証明書の確認を受け、避難者台帳に避難者を記入し、避難すべき避難所を案内され、避難所に移動する。



(6) 避難先の確認手順

避難の際には、第一に静岡県が避難先1の県内市町及び県に受入れの可否を確認する。避難先1の県内市町及び県に対する避難が困難な場合には、避難先2に示す都県に受入れの可否を確認のうえ、避難を行う。

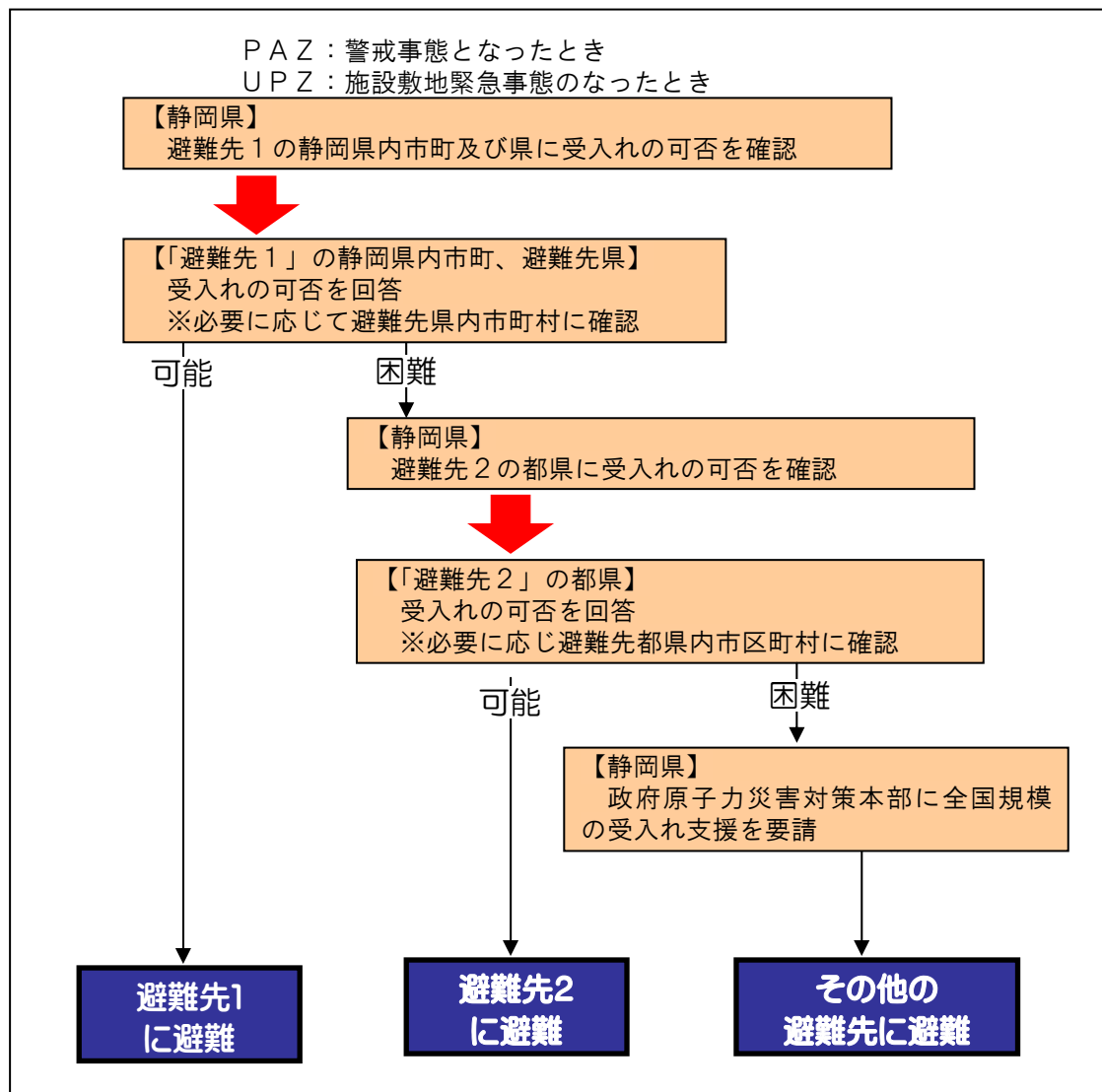
なお、避難先1、避難先2ともに避難が困難な場合には、静岡県から政府原子力災害本部に、全国規模の受入れ調整支援を要請する。

「避難が困難な場合」の例示

- ・避難先において災害等が発生し、広域避難の受け入れが困難な場合
- ・避難経路において高速道路の通行止め等移動に支障が生じている場合
- ・その他迅速な避難またはその後の一時滞在に支障が生じることが想定される場合

これらの場合には、政府原子力災害対策本部と協議の上新たな避難先を調整する。

図 6 避難先確認の手順



5 平常時の対応

(1) 災害時応援協定の締結

避難先市町村との調整、要望に応じ、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第5条の2及び第8条第2項第 12 号の規定に基づき、避難元市町・避難先市町村において災害等が発生した場合を想定した災害時応援協定を締結しておく方法が考えられる。

ア 法的根拠

災害対策基本法第5条の2及び第8条第2項第 12 号をその根拠とする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(地方公共団体相互の協力)

第5条の2 地方公共団体は、第4条第1項及び前条第1項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

(施策における防災上の配慮等)

第8条第2項 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

12 地方公共団体の相互応援及び第86条の8第1項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項

イ 協定内容

応援の種類：①食料、飲料水、生活必需物資の提供、②救援・救助、復旧用資器材の提供、③救助、応急復旧等に必要な職員の派遣、④被災者の一時受入、⑤被災児童・生徒の教育機関への受入、⑥災害対策基本法第 86 条の8第1項に規定する広域一時滞在の受入 等

応援要請の手続き：要請の際に明らかにする事項、要請手続きの方法等

応援費用の負担：要請元、要請先の負担の別等

ウ 協定文



原子力災害に係る広域避難について避難元市町と避難先市町村で協定書を締結している場合には「協定文」を記載してください。

〇〇市・△△市災害時等相互応援に関する協定

〇〇市・△△市(以下「両市」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、両市域において災害等が発生し、被災市だけでは十分な応急措置ができない場合において、両市の相互連携と協力の下、被災市の応急対策及び復旧対策を応援するため、次のとおり協定を締結する。

(災害等の種類)

第1条 この協定における災害等の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律(平成15年法律第79号)に定める武力攻撃事態等および緊急対処事態
- (3) 前2号に定めるもののほか、両市の市民等の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある緊急の事態

(相互連絡体制の整備)

第2条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局(以下「担当部局」という。)を定めるとともに、通信手段の多ルール化を図るなど、相互の迅速かつ円滑な情報伝達および連絡系統の確立に努め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあつせん
 - イ 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあつせん
 - ウ 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあつせん
 - エ 救助、応急復旧等に必要の職員の派遣およびボランティアのあつせん
- (2) 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあつせん
- (3) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあつせん
- (4) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあつせん
- (5) 災害対策基本法第86条の8第1項に規定する広域一時滞在の受入(〇〇市原子力災害広域避難計画に基づく、△△市避難所への受入を含む)
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を受けようとする市(以下「受援市」という。)は、次の事項を明らかにして、他の市(以下「応援市」という。)に文書により要請を行うものとする。ただし、その暇がない場合は、電話等により応援市に要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号アからウまでに掲げるものにあつては、その品名、数量等
- (3) 前条第1号エに掲げるものにあつては、その職種別人員
- (4) 前条第2号に掲げるものにあつては、その傷病者等の人数、状態、個別の氏名、性別、年齢等

(2) 広域一時滞在の事前協議



(1)の応援協定を締結しない場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の9に規定する広域一時滞在に係る事前協議の申し込みという形で、避難者数やその費用負担等についてあらかじめ書面を取り交わす方法もある。その場合には、取り交わした「事前協議文」を記載してください。

ア ○○市→静岡県事前協議依頼

		年 月 日 ○第○○号
静岡県知事 ○○ ○○ 様		○○市長 ○○ ○○
広域一時滞在の事前協議について		
<p>原子力災害が生じた場合に住民の生命・身体を原子力災害から保護するため、他の都道府県の区域における本市住民の広域一時滞在を行う必要があることから、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の趣旨をふまえ、第86条の9第1項に規定する広域一時滞在について、下記のとおり、他都道府県の知事に対して、事前協議することを求めます。</p>		
記		
1 広域一時滞在を必要とする理由		
2 事前協議を求める理由	本市では、最大で区域内住民○○人の避難が必要となっており、発災後に広域一時滞在に係る協議を行った場合には、避難元・避難先ともに混乱が生じる可能性が高い。これらの混乱を防止し、確実な住民の生命・身体保護を実現するために原子力災害を想定した広域一時滞在の事前協議を求めるものである。	
3 協議を求める都道府県	○○県	
4 一時的な滞在を希望する市区町村	○○県○○市、○○市、○○町	
5 最大受入希望被災住民数	人	
6 費用の負担		

年 月 日
○第○○号

△△知事
○○ ○○ 様

静岡県知事
○○ ○○

広域一時滞在の協議について

中部電力浜岡原子力発電所の原子力災害対策重点区域に位置する○○市長から、別添のとおり、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 86 条の 9 第 1 項に規定する被災住民の一時的な滞在に係る事前協議の依頼がありましたので、同条第 2 項の規程により、下記のとおり、被災住民の受入れについて事前協議することを求めます。

記

- 1 被災住民の一時的な滞在を求めている市区町村 ○○市
- 2 広域一時滞在を必要とする理由
- 3 事前協議を求める理由 ○○市では、最大で区域内住民○○人の避難が必要となっており、発災後に広域一時滞りに係る協議を行った場合には、避難元・避難先ともに混乱が生じる可能性が高い。これらの混乱を防止し、確実な住民の生命・身体保護を実現するために原子力災害を想定した広域一時滞在の事前協議を求めるものである。
- 4 一時的な滞在を希望する市区町村 ○○県○○市、○○市、○○町
- 5 最大受入希望被災住民数 人
- 6 費用の負担

年 月 日

○第○○号

□□市長
○○ ○○ 様

△△知事
○○ ○○

広域一時滞在の協議について

別添のとおり、静岡県知事から、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 86 条の 9 第 2 項に規定する被災住民の一時的な滞在に係る事前協議の依頼がありましたので、同条第 4 項の規程により、下記のとおり、被災住民の受入れについて事前協議することを求めます。

記

- 1 広域一時滞在を必要とする理由
- 2 事前協議を求める理由 ○○市では、最大で区域内住民○○人の避難が必要となっており、発災後に広域一時滞在に係る協議を行った場合には、避難元・避難先ともに混乱が生じる可能性が高い。これらの混乱を防止し、確実な住民の生命・身体保護を実現するために原子力災害を想定した広域一時滞在の事前協議を求めるものである。
- 3 一時的な滞在を希望する市区町村 ○○県○○市、○○市、○○町
- 4 最大受入希望被災住民数 人
- 5 費用の負担

(3) ○○市との定期的な協議

原子力災害発生時等に支援を迅速かつ確実に行う観点から、○○市と□□市は定期的な協議を行い、原子力災害発生時等の対応や避難所の運営に関するそれぞれの役割分担について、情報共有しておく。

(4) 避難経路所・避難所の周知及び担当者の指名

原子力災害発生時等に支援を迅速かつ確実に行う観点から、関係機関は、毎年当該避難経路所・避難所に関する窓口となる担当者を指名し、相互に通知する。

また、平時における施設の管理体制、鍵の所持者、開放の方法等の情報について、相互に共有する。

(5) 避難経路所・避難所において必要となる資材の手配

避難所において必要となる資材のうち、避難経路所・避難所となる施設に備えていない設備については、○○市・静岡県が整備を行う。

避難経路所・避難所において必要となる避難者向けの食料・日常生活物資は、あらかじめ、○○市・静岡県が、コンビニエンスストアチェーン等と協定・契約を締結し供給の準備を行っておく。

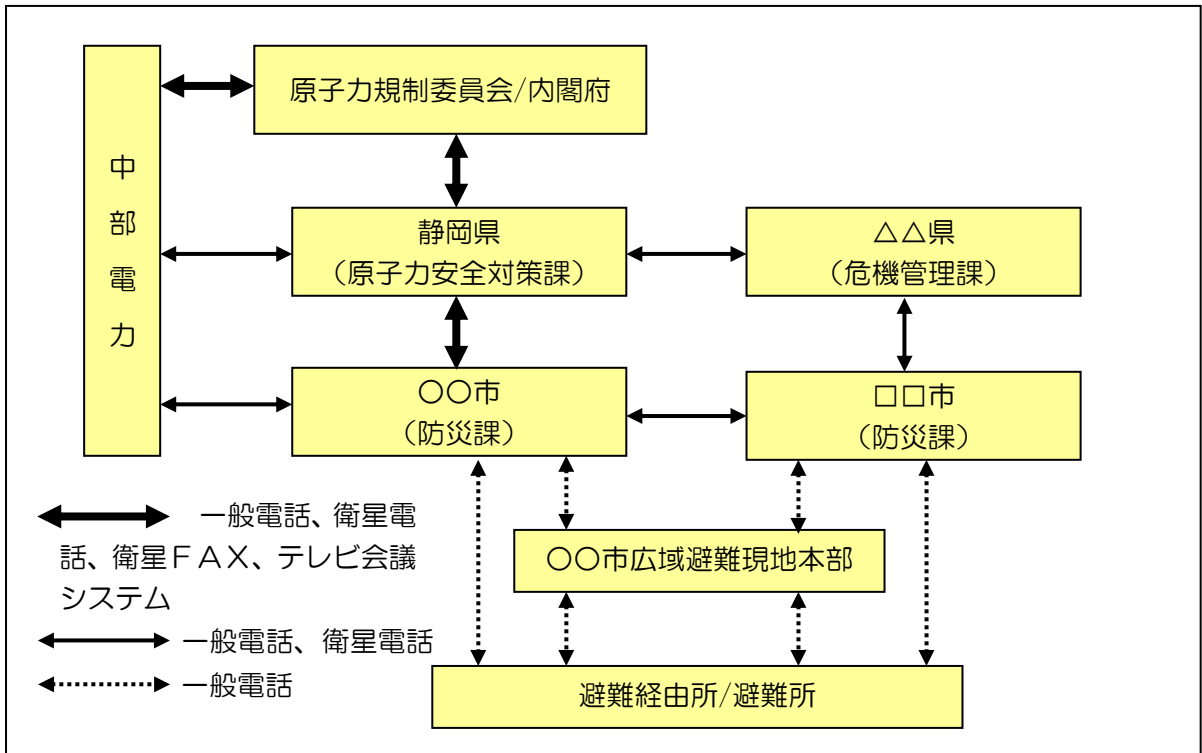
(6) 避難経路所・避難所の開設・運営訓練の実施

国又は避難元道府県が実施する原子力防災訓練も活用し、○○市、静岡県、△△県の関係者と協力して、避難所運営のための訓練を実施し、広域避難の内容の習熟と課題の抽出、それに基づく手引等の改善を行う。

6 連絡体制

(1) 連絡ルート

連絡ルートは、一般加入電話のほか、地域衛星通信ネットワーク(自治体衛星通信機構)、中央防災無線(内閣府所管)、消防防災無線(総務省消防庁)、原子力防災ネットワークの音声回線、FAX回線、テレビ会議システム等を活用して、連絡ルートの多重確保を行う。



(2) 広域避難現地本部の設置等

「施設敷地緊急事態 EAL(SE)」となった場合、〇〇市は避難先都県又は市区町村に連絡員を派遣し、連絡員体制を確立する。

また、「全面緊急事態 EAL(GE)」又は「OIL1による避難または OIL2による一時移転」となり、住民の避難が開始された場合には、当該連絡員体制を広域避難現地本部体制に格上げする。

	施設敷地緊急事態 EAL(SE)	全面緊急事態 EAL(GE)	OIL1(避難) OIL2(一時移転)
PAZ 市町	避難準備 連絡員体制	避難 広域避難現地本部体制	避難 広域避難現地本部体制
UPZ 市町	— —	避難準備 連絡員体制	避難 広域避難現地本部体制



必要に応じて、PAZ/UPZいずれか該当する区分のみを残して、不要な区分は削除してください

(3) 各連絡先



避難元・避難先の連絡先を確認し、記載してください

ア 静岡県（避難元県）

関係機関名	通信設備	電話番号	備考
危機管理部 原子力安全対策課	NTT 一般	電話:054-221-2088 FAX:054-221-3685	
	休日・夜間	080-xxx-xxx-xxx	
	統合原子力 防災ネットワーク	210	
	地域衛星 通信ネットワーク	電話:022-100-2088 FAX:022-100-3685	
	中央防災 無線		
	消防防災 無線	電話:22-21 FAX:22-26	消防防災課
	衛星携帯	090-2139-1651 (常設 FAX 付)	

イ ○○市（町）（避難元市町）

関係機関名	通信設備	電話番号	備考
	NTT 一般	電話:xxx-xxx-xxx FAX:xxx-xxx-xxx	
	休日・夜間	xxx-xxx-xxx-xxx	
	統合原子力 防災ネットワーク	xxx	
	地域衛星 通信ネットワーク	xxx-xxxxxxxx	
	衛星携帯	xxx- xxx-xxx-xxx	

ウ ○○県（都）（避難先都県）

関係機関名	通信設備	電話番号	備考
	NTT 一般	電話：xxx-xxx-xxx FAX：xxx-xxx-xxx	
	休日・夜間	xxx-xxx-xxx-xxx	
	地域衛星 通信ネットワーク	xxx-xxxxxxxxx	
	中央防災 無線		
	消防防災 無線		

エ ○○市（区町村）（避難先市区町村）

関係機関名	通信設備	電話番号	備考
	NTT 一般	電話：xxx-xxx-xxx FAX：xxx-xxx-xxx	
	休日・夜間	xxx-xxx-xxx-xxx	
	地域衛星 通信ネットワーク	xxx-xxxxxxxxx	

オ 医療機関（避難元・避難先）

機関名	昼間	夜間・休日
○○大学附属○○病院	xxx-xxx-xxx-xxx	xxx-xxx-xxx-xxx

カ 警備依頼（避難元・避難先）

機関名	昼間	夜間・休日
○○県警察本部 ○○課	xxx-xxx-xxx-xxx	xxx-xxx-xxx-xxx

キ その他関係先

機関名	昼間	夜間・休日

7 初期対応期における主な対応（PAZ）

初動対応期とは、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態に至り、原子力発電所からの放射性物質の放出があり、緊急時モニタリングの結果等に基づいて一時移転等の対象となる区域の住民の避難等が概ね完了するまでの期間（一時移転の場合には、区域の特定から一週間程度）をいう。

初動対応期では、□□市は、避難所等の設営準備を順次開始し、避難者の受入れを行う。

(1) 警戒態勢

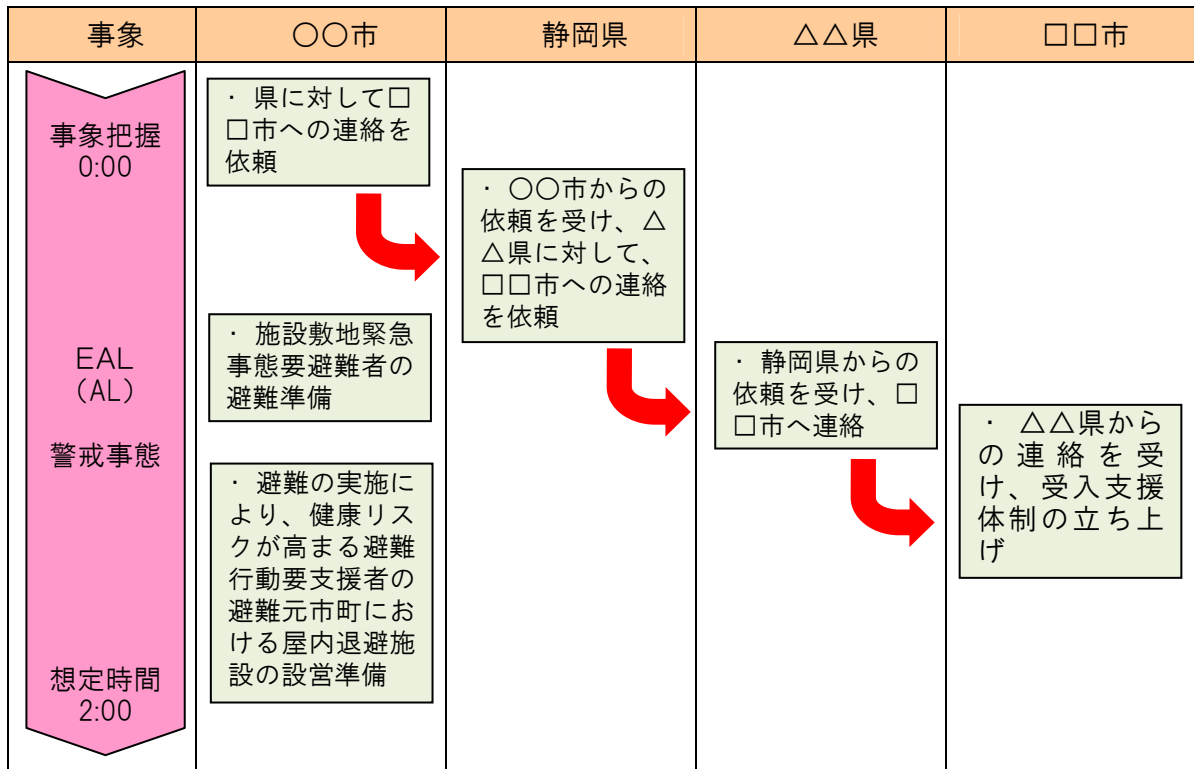
ア 受入体制の整備

国は、警戒事態が発生した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置し、〇〇市及び静岡県に対して、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を要請する。

□□市は、警戒事態が発生した場合には、〇〇市及び静岡県、△△県との連絡体制を整えとともに、受入体制を立ち上げる。

同様に、△△県は、警戒事態が発生した場合には、□□市及び静岡県との連絡体制を整えとともに、受入体制を立ち上げる。

イ 業務のフロー



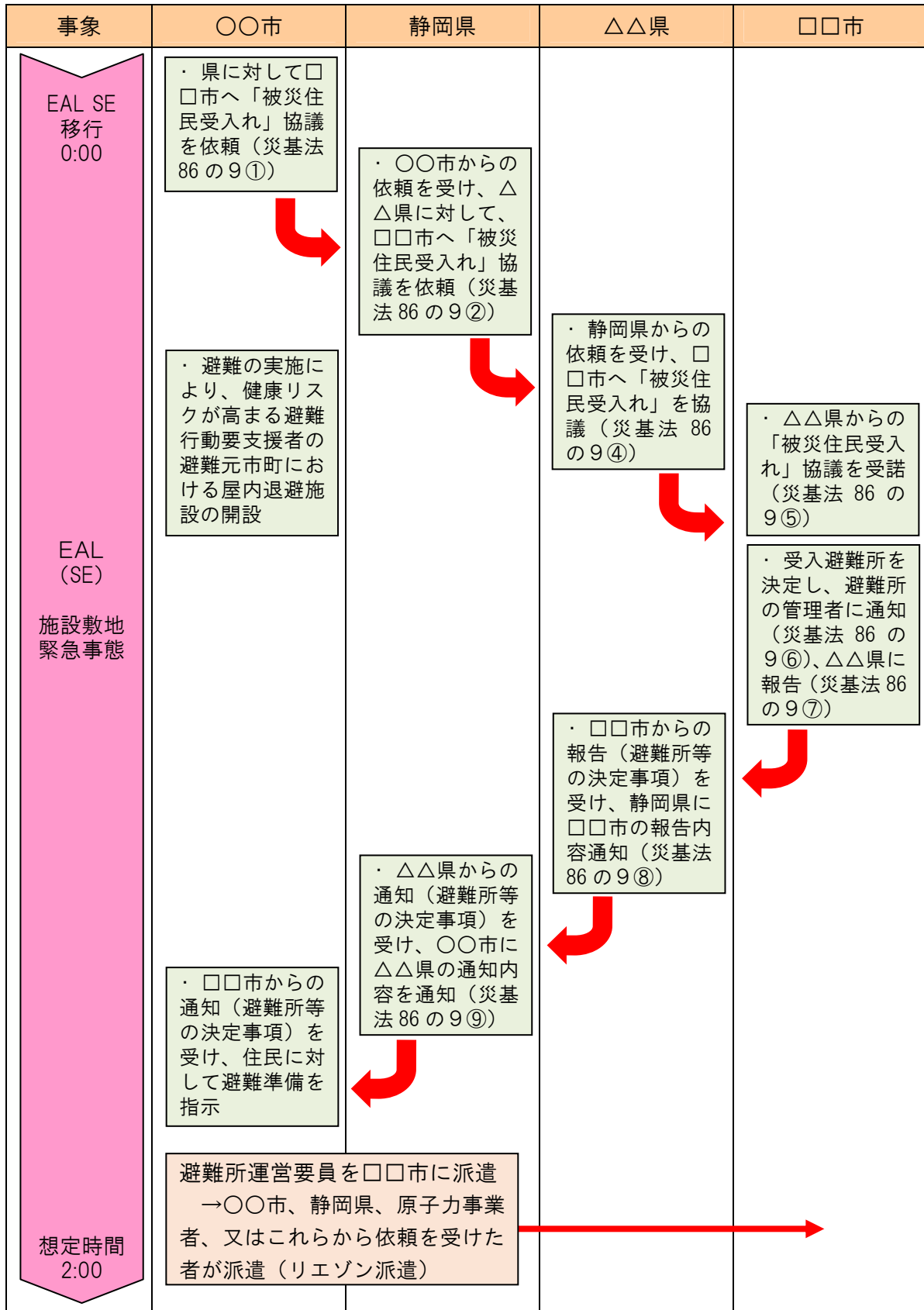
(2) 施設敷地緊急事態

ア 住民の受入準備

国は、施設敷地緊急事態が発生した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部を設置し、避難元市町村及び避難元道府県に対して、施設敷地緊急事態要避難者の避難の実施及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備を要請する。

受入市町村は、避難元市町村又は受入都道府県からの要請により、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の受入れのための避難所の設営準備を開始する。

イ 業務のフロー



ウ ○○市→静岡県協議依頼

		年 月 日 ○第○○号
静岡県知事 ○○ ○○ 様		○○市長 ○○ ○○
広域一時滞在の協議について		
<p>平成○○年○月○日に中部電力浜岡原子力発電所において発生した○○事故により、原子力災害が生じる蓋然性が生じており、住民の生命・身体を原子力災害から保護するため、他の都道府県の区域における本市住民の広域一時滞在进行を行う必要が生じたことから、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 86 条の 9 第 1 項の規程により、下記のとおり、他都道府県の知事に対して、被災住民の一時的な滞在について協議することを求めます。</p>		
記		
1 広域一時滞在进行を必要とする理由		
2 協議を求める都道府県	○○県	
3 一時的な滞在进行を希望する市区町村	○○県○○市、○○市、○○町	
4 広域一時滞在进行の予定期間	○○月○○日～○○月○○日	
5 受入希望被災住民数	人	
6 費用の負担		

エ 静岡県→△△県協議依頼

		年 月 日 ○第○○号
△△知事 ○○ ○○ 様		静岡県知事 ○○ ○○
広域一時滞在の協議について		
<p>平成○○年○月○日に中部電力浜岡原子力発電所において発生した○○事故により、別添のとおり、○○市長から、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 86 条の 9 第 1 項の規程により、被災住民の一時的な滞在について協議の依頼がありましたので、同条第 2 項の規程により、下記のとおり、被災住民の受入れについて協議することを求めます。</p>		
記		
1 被災住民の一時的な滞在进行を求めている市区町村	○○市	
2 広域一時滞在进行を必要とする理由		
3 一時的な滞在进行を希望する市区町村	○○県○○市、○○市、○○町	
4 広域一時滞在进行の予定期間	○○月○○日～○○月○○日	
5 受入希望被災住民数	人	
6 費用の負担		

オ △△県→□□市協議依頼

	年 月 日 ○第○○号
□□市長 ○○ ○○ 様	△△知事 ○○ ○○
広域一時滞在の協議について	
<p>平成○○年○月○日に中部電力浜岡原子力発電所において発生した○○事故により、別添のとおり、静岡県知事から、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 86 条の 9 第 2 項の規程により、被災住民の受入れについて協議の依頼がありましたので、同条第 4 項の規程により、下記のとおり、被災住民の受入れについて協議することを求めます。</p>	
記	
<ol style="list-style-type: none">1 広域一時滞在を必要とする理由2 一時的な滞在を希望する市区町村 ○○県○○市、○○市、○○町3 広域一時滞定の予定期間 ○○月○○日～○○月○○日4 受入希望被災住民数 人5 費用の負担	

カ □□市→△△県協議回答

	年 月 日 ○第○○号
△△知事 ○○ ○○ 様	□□市長 ○○ ○○
広域一時滞在の協議について	
<p>平成○○年○月○日付け 第 号により協議のありました、中部電力浜岡原子力発電所において発生した○○事故に係る被災住民の受入れについて、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 86 条の 9 第 5 項の規程により、下記のとおり避難所を提供することとしたので、同条第 7 項の規程により報告します。</p>	
記	
<ol style="list-style-type: none">1 提供する避難所の一覧2 避難所の提供期間 ○○月○○日～○○月○○日3 受入可能住民数 人4 避難所の提供に係る留意事項	

キ △△県→静岡県協議回答

	年 月 日 ○第○○号
静岡県知事 ○○ ○○ 様	
	△△県知事 ○○ ○○
広域一時滞在の協議について	
平成○○年○月○日付け 第 号により協議のありました、中部電力浜岡原子力発電所において発生した○○事故に係る被災住民の受入れについて、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 86 条の 9 第 7 項の規程により、□□市長から別添のとおり避難所を提供する旨報告があったので、同条第 8 項の規程により通知します。	

ク 静岡県→○○市長協議回答

	年 月 日 ○第○○号
○○市長 ○○ ○○ 様	
	静岡県知事 ○○ ○○
広域一時滞在の協議について	
平成○○年○月○日付け 第 号により協議依頼がありました、中部電力浜岡原子力発電所において発生した○○事故に係る被災住民の受入れについて、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 86 条の 9 第 8 項の規程により、△△知事から別添のとおり避難所を提供する旨通知があったので、同条第 9 項の規程により通知します。	

(3) 全面緊急事態

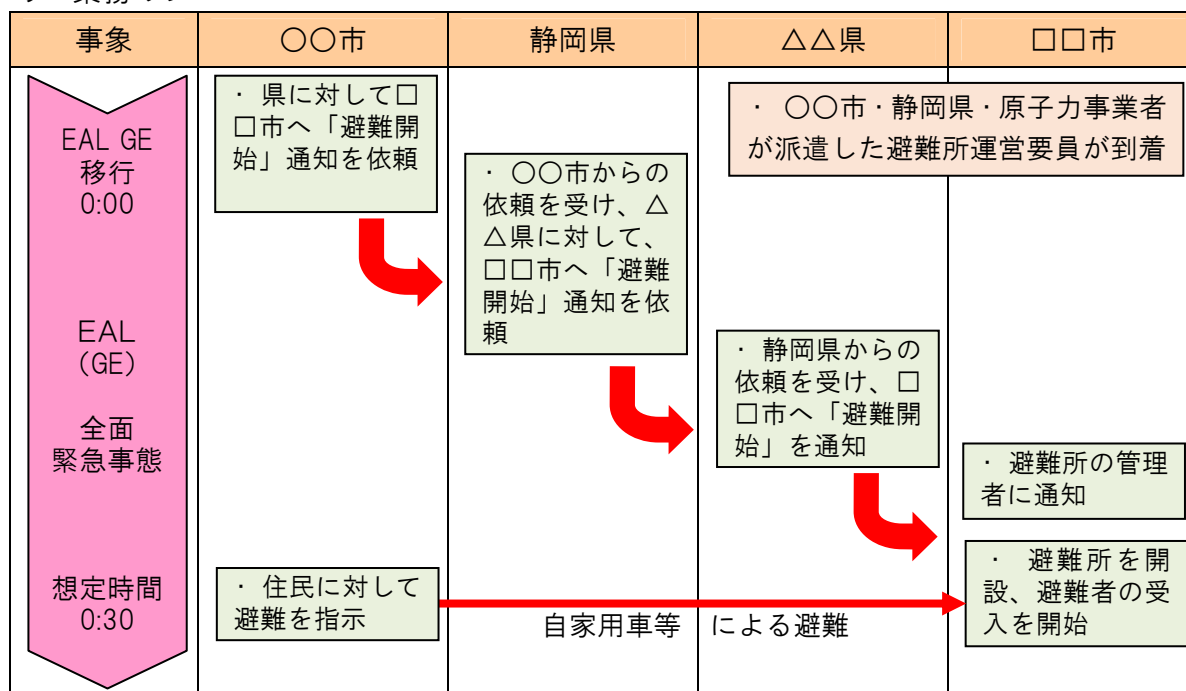
ア 住民の受入

全面緊急事態に至った場合には、内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を行い、原子力災害対策特別措置法第 15 条第3項に基づき、避難元市町村及び避難元道府県に対して、UPZ 内の全ての住民に対して屋内避難を指示するとともに、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置する。

イ 住民の受入時の検査

PAZ 内からの施設敷地緊急事態要避難者については、通常は放射性物質の環境への放出前の段階において避難することから、放射性物質による汚染の可能性がないが、避難者の受入を円滑に行うため、避難経由所受付時に、「放射性物質放出前避難証明書」を確認する。

ウ 業務のフロー



8 初期対応期における主な対応（UPZ）

初動対応期とは、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態に至り、原子力発電所からの放射性物質の放出があり、緊急時モニタリングの結果等に基づいて一時移転等の対象となる区域の住民の避難等が概ね完了するまでの期間（一時移転の場合には、区域の特定から一週間程度）をいう。

初動対応期では、受入市町村は、避難所等の設営準備を順次開始し、避難者の受入れを行う。

(1) 警戒態勢

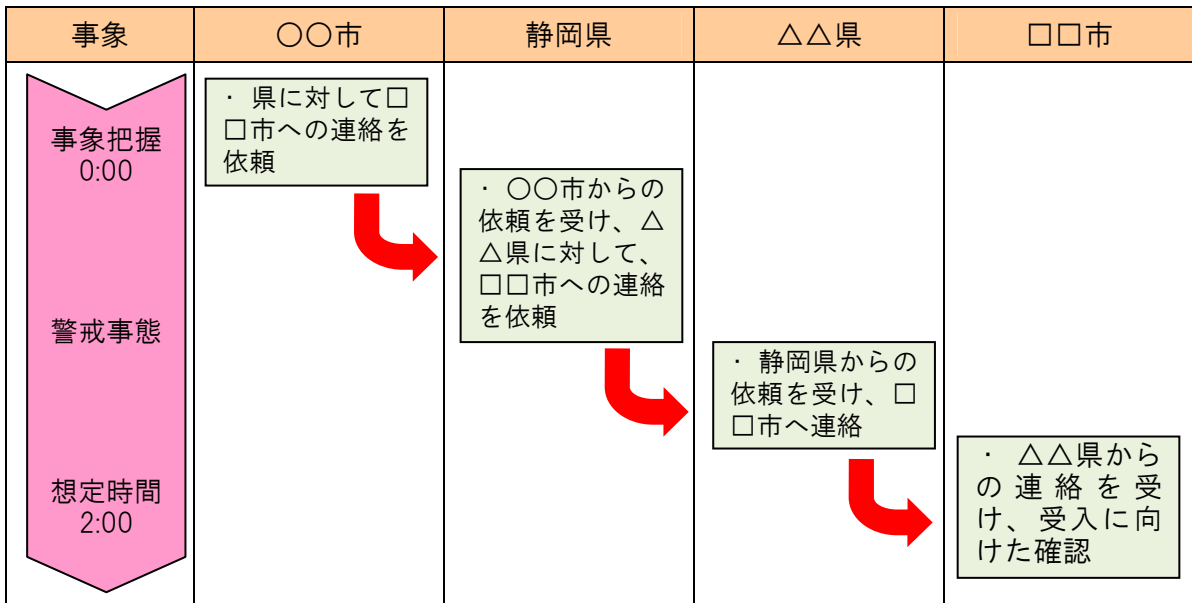
ア 受入体制の準備

国は、警戒事態が発生した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置し、〇〇市及び静岡県に対して、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を要請する。

□□市は、警戒事態が発生した場合には、〇〇市及び静岡県、△△県との連絡体制を整えとともに、受入に向けた確認（施設の利用状況等）を行う。

同様に、△△県は、警戒事態が発生した場合には、□□市及び静岡県との連絡体制を整えとともに、受入に向けた確認を行う。

イ 業務のフロー



(2) 施設敷地緊急事態

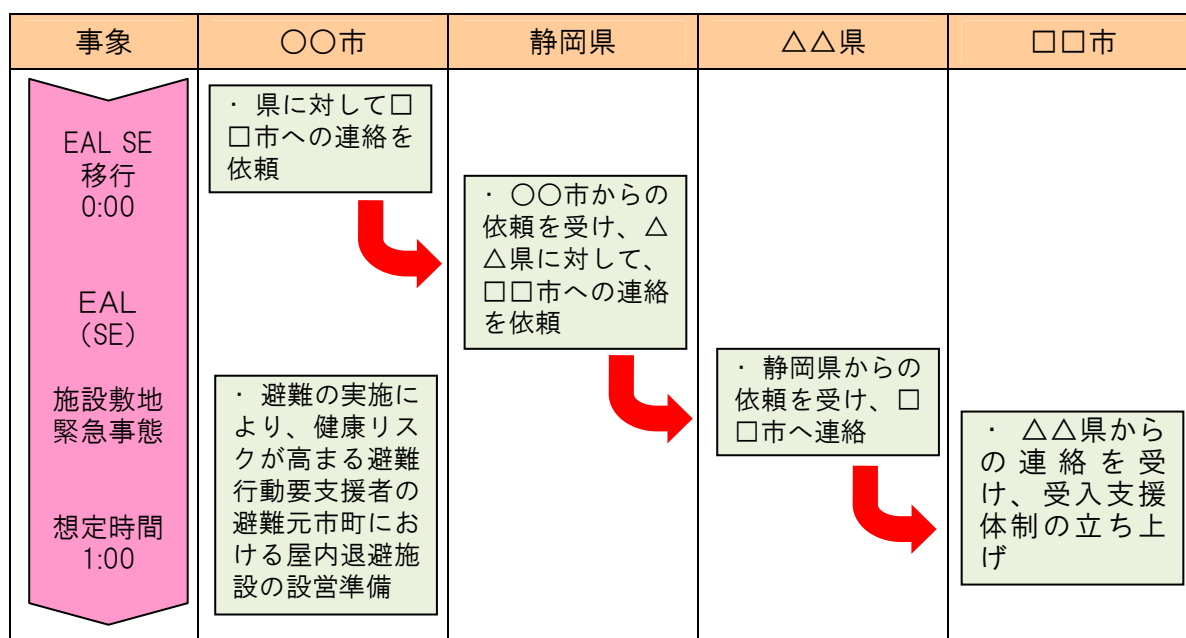
ア 住民の受入準備

国は、施設敷地緊急事態が発生した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部を設置し、避難元市町村及び避難元道府県に対して、住民の屋内退避準備と避難の実施により、健康リスクが高まる避難行動要支援者の避難元市町における屋内退避施設の設定準備を開始する。

□□市は、施設敷地緊急事態が発生した場合には、〇〇市及び静岡県、△△県との連絡体制を整えるとともに、受入体制を立ち上げる。

同様に、△△県は、施設敷地緊急事態が発生した場合には、□□市及び静岡県との連絡体制を整えるとともに、受入体制を立ち上げる。

イ 業務のフロー

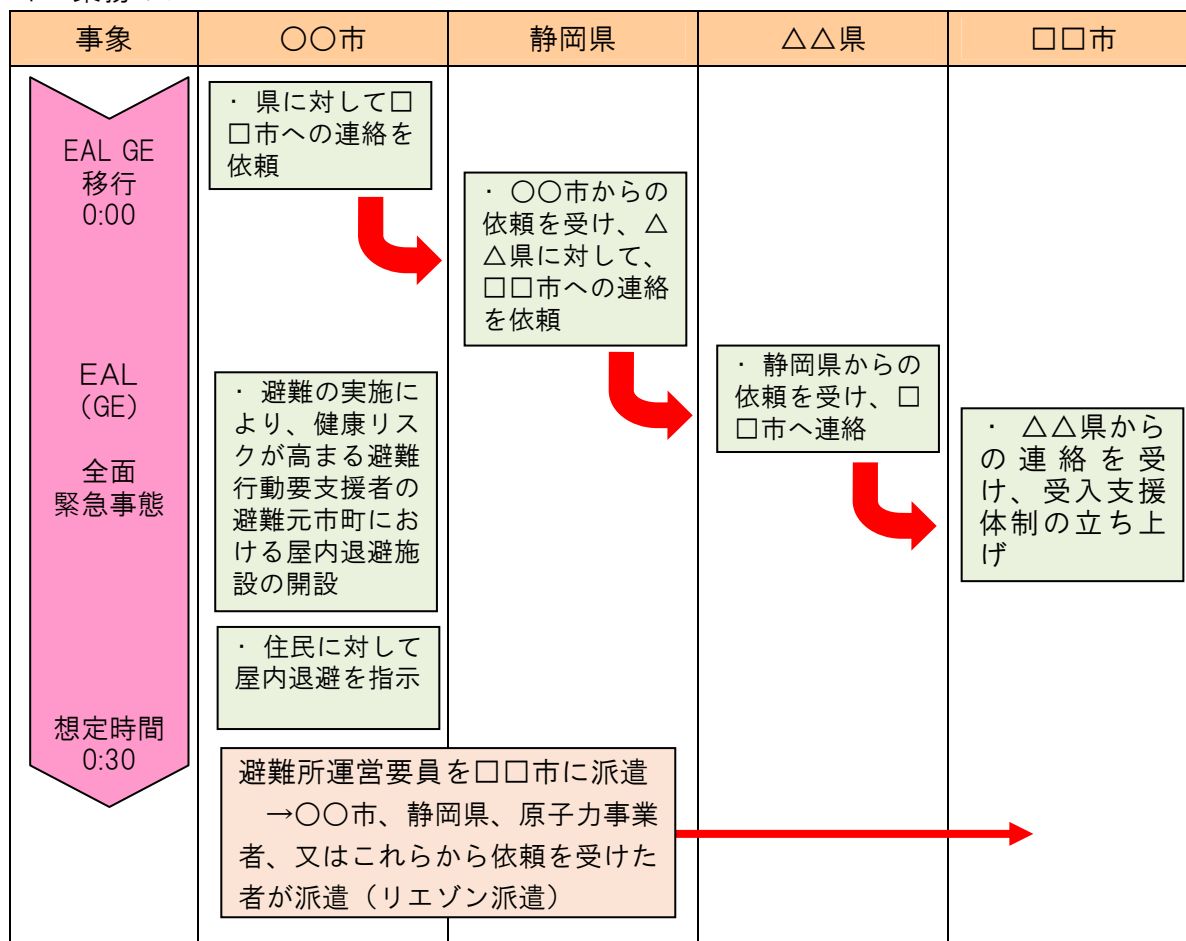


(3) 全面緊急事態

ア 住民の受入

全面緊急事態に至った場合には、内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を行い、原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づき、避難元市町村及び避難元道府県に対して、UPZ内の全ての住民に対して屋内避難を指示するとともに、避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者の避難元市町における屋内退避施設の設定準備を指示する。

イ 業務のフロー



(4) OIL1による避難またはOIL2による一時移転

ア 住民の受入

OIL1による避難又はOIL2による一時移転の基準放射線量を超えた場合には、原子力災害対策指針に基づき、避難元市町村及び避難元道府県に対して、当該地域の全ての住民に対して避難又は1週間程度以内の一時移転を指示する。

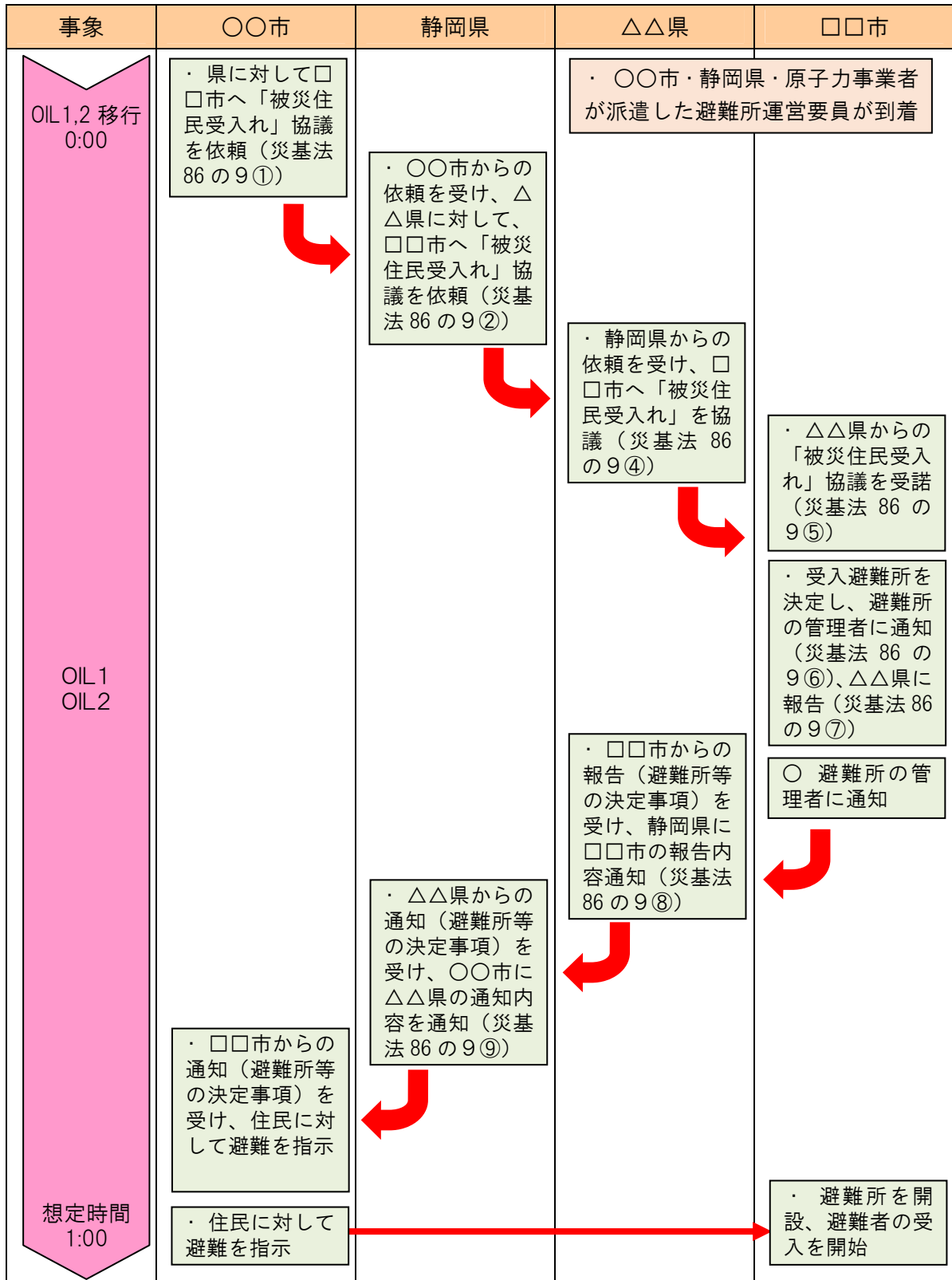
イ 避難者の受入

受入市町村は、OILに基づき避難等が指示された場合には、避難元市町村又は受入都道府県の要請により、避難等の指示を受けた住民の受入れを行う。

ウ 避難退域時検査等

避難元道府県は、放射性物質が放出された場合には、UPZ内の避難者に対する放射性物質による汚染状況を確認するため、避難退域時検査等を行う。

エ 業務のフロー



9 避難経由所の機能

(1) 避難所開設時の考慮点

原子力災害では、風水害や地震災害時に地域内に避難する場合と異なり、災害が及んでいない遠隔地域まで、避難のための長距離移動が必要となる。また、原子力災害や複合災害の影響が生じていない、通常の生活をおくっている地域内に避難所を開設することとなる。

そのため、避難方法や避難先に対して一般災害と異なる考慮をすべき事項が生じる。

ア 広域避難計画を実施する上での留意点

- ・遠隔地に速やかに避難できる体制・方法の構築
- ・そのための避難手順書・マニュアル等の整備
- ・避難先、避難経路、避難手段等の代替手段の確保

イ 避難元市町の留意点

- ・避難者数は、知人・親族・実家・勤務先等への避難等により一定数減少する。
- ・原子力災害の発生時期、災害の程度・内容によっても、避難者数等は減少する。
- ・冬期の降雪、交通事情等により、避難に影響が生じる可能性がある。

ウ 避難先市町村に対して考慮すべき点

風水害・地震と異なり、避難先地域では通常の日常生活が営まれており、避難所を含め、避難元市町村と当該住民に対する影響は最小となるよう努力する。

- ・避難先市町村内の行政サービス継続を尊重する。
- ・避難所としての使用予定している施設が使用できないことも想定される。
- ・避難先市町村が広域避難に当てる要員は最小限度となるよう考慮する。

(2) 避難経由所の検討

避難先都県・市町村との協議の中で、避難所については、他用途の使用、修繕工事等により、事前に避難所として確定しておくことが困難であるとの意見が出た。この問題を解決するため、市町広域避難計画の中で避難所のマッチングを行わず、避難所の振り分け機能を持つ「避難経由所」を設定することが発案された。

現在、避難先都県・市町村との協議は、広域避難に際して、①使用する避難所を柔軟に決定できる、②避難人数に応じて避難所を柔軟に開設できる、③開設・運営にかかる要員を少なくできる 避難経由所を経由する方式を基本として行っている。

ただし、避難先市町ごとに地域性が異なっていることを考慮し、避難経由所設置の有無も含めて、個別個々に避難方式を定めていく。

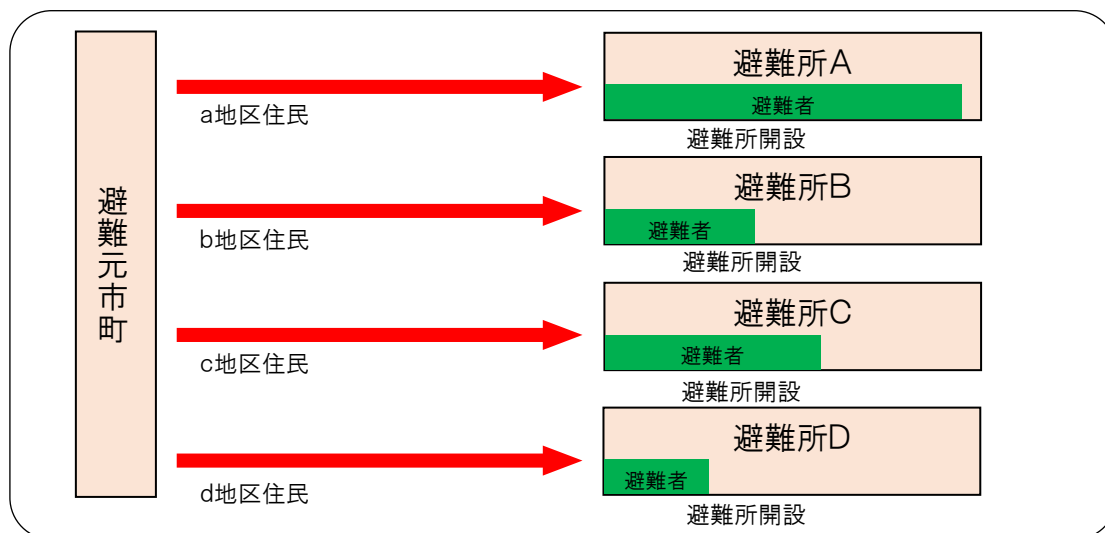
(3) 主な想定避難方式

避難経由所の設置の有無を含め、避難方法については幾つかの組み合わせが想定されるが、避難元から避難所に直接避難する方式と避難経由所で動的に避難所を振り分ける方式の2種類についてメリット・デメリットを下記のとおり整理する。

なお、下記方式以外の組み合わせも想定される点に留意する。

ア 直接避難方式

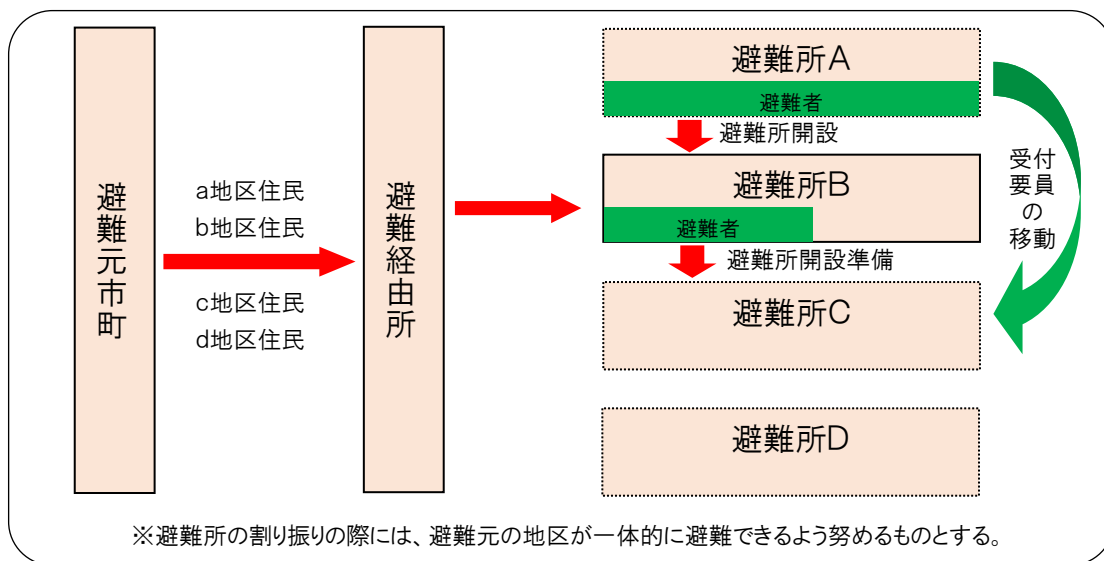
避難元市町から避難先市町に開設した避難所に直接避難する方式。避難元地区ごとに、あらかじめ決めた避難所に避難する。



メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難経由所の施設、設備、人員を省略できる。 ・ 避難所をあらかじめ告知・案内することができる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者数が少ない場合にも、避難所運営・閉鎖等に係る業務を省略できない。 ・ 受入側市町村の影響を最小化できない。

イ 避難経路所方式

避難元市町から避難経路所を経由して、避難先市町に開設した避難所に避難する方式。あらかじめ避難所は決定せず、避難経路所に到着した時点で避難所を決定する。



メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者数に応じて、順次避難所を開設でき、開設・受付要員を効率的に運用できる。 ・避難所ごとの避難者の多寡が生まれず、避難所を適正数開設できるため、受入側市町村の影響を最小化できる。 ・災害時点で使用可能な避難所を動的に選定できる。 ・平時の避難所に係る住民への周知が不要
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路所の運営に係る業務が発生する。 ・平時の避難経路所に係る住民への周知が必要 ・避難所の割り振りに、避難元市町の地区コミュニティを考慮する必要あり

(4) 避難所・避難経路所の機能

避難所・避難経路所に求められる機能としては、下表の事項が想定される。

区分	項目	内容・留意点
定例的	避難生活の各種支援	健康相談、その他避難生活をおくる上での支援
	食料・日用品の配布	日々の食事や衣類、寝具その他日用品の配布
一時的	避難所入所者名簿の作成・編纂	避難所の物資配布の基礎となる名簿の作成と管理
	健康チェック・相談	避難時のストレス、不安に対する相談、ケア
	避難者名簿の記入・確認	避難者名簿の記入と内容の確認、公開の有無等
	検査済証等の確認	避難退域時検査の有無の確認
例外	避難所の案内	避難経路所から避難所までの道案内

(5) 避難経路所の機能要件

ア ランドマーク機能

- ・ランドマークとなるような目的地として分かりやすい施設。
→ 目指すべき目的地が分かりやすくなり、土地勘の少ない住民の混乱が少なくなる。
- ・例: 大きな公園、球技場、道の駅、市役所、国県出先庁舎等

イ 駐車場

大きな駐車場が確保できそうな避難経路所であつ避難所周辺に駐車場が確保できない場合は、避難経路所に車を置き避難者はシャトルバス等により避難所に移動する手段をとることで、避難所周辺の混雑緩和につなげることも考えられる。

ウ 留意点

基本的に避難経路所は、避難所を伝達し割振るための中継地点であり避難者が避難経路所に留まるものではない。

(6) 避難方式の選択基準

避難経路所は、避難者数と避難所の数に応じて避難先自治体に1ヶ所以上設けたいと考えているが、それに見合う施設がない場合は、複数の避難先自治体と共有で避難経路所を設定する。

また、避難先市町村毎の条件が異なることから、避難所の案内等最小限度の機能を持たせる小規模避難経路所の設置を基本としつつ、その有無も含め、避難先市町村との協議において柔軟に選択する。

ア 想定している避難所の規模

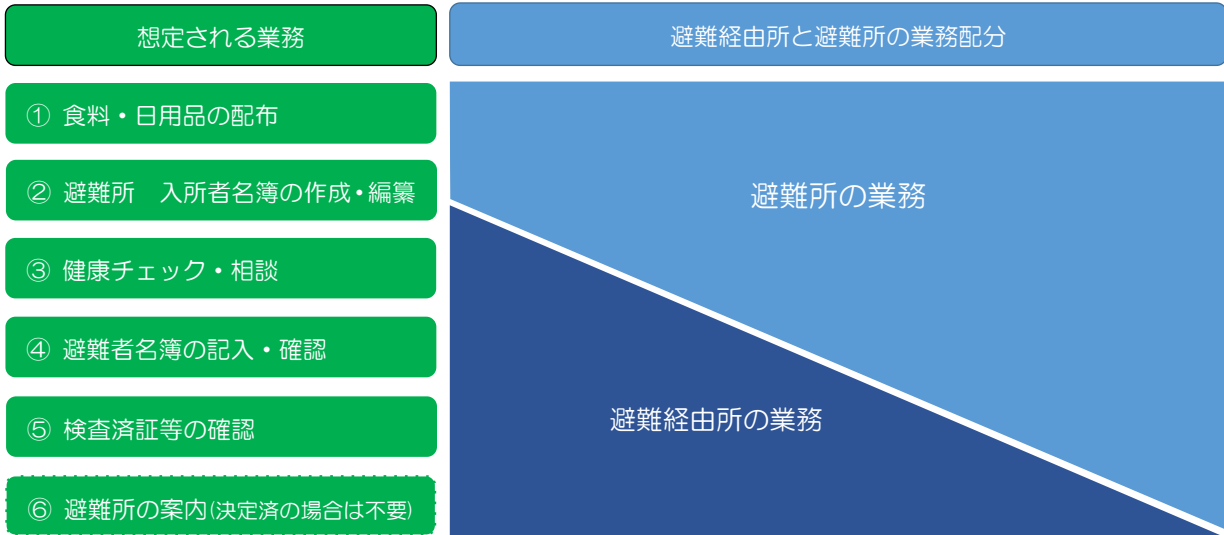
- ・大規模避難経路所: 避難者名簿の受付その他各種支援機能を集約するため、駐車場・屋内施設を備えた一定規模の施設を想定(広域運動公園、コンベンションセンター等)
- ・小規模避難経路所: 避難所の振分・案内等最低限度の機能を付与。屋内又は駐車場のみでも開設可能な機能であり、小規模施設も想定(道の駅、公立体育館、公官署庁舎等)

イ 想定している設置の範囲


- ・市区町村毎設置ケース: 市区町村毎に1箇所程度の設置(避難経路所の基本的な考え方)
- ・地域毎・都県全域設置ケース: 避難先の受入れ体制や都県と市区町村との役割分担の考え方から、市区町村毎ではなく、地域毎又は都県全域で避難経路所を設置

避難経路所の選択組み合わせ


・大規模避難経路所 ・市区町村毎設置	・大規模避難経路所 ・地域毎・都道府県全域設置
・小規模避難経路所 ・市区町村毎設置	・小規模避難経路所 ・地域毎・都道府県全域設置



避難先市町村の個別条件 <ul style="list-style-type: none"> ・都市部、農村部の別 ・大規模公共施設の有無 ・駐車場確保の容易 ・市区町村行政区域の面積 ・避難所要員の確保等々 	パターン3 大規模避難経由所	パターン1 小規模避難経由所	パターン2 避難経由所なし
	避難開始直後に生じる業務を避難経由所に最大限集約（機能③～⑥）	避難経由所では、機能⑤、⑥のみ実施 ○ 避難経由所の規模が小さくすむ。	避難経由所を設けず、あらかじめ定めた避難所に直行する。
	業務を避難経由所に集約して人的効率を最大化	△ 避難所に受付要員を配置する必要があり、避難者の到着時期が偏った場合は非効率	○ 避難所案内が不要となることから受付時の業務量が削減。
	○ 避難経由所を設置する場合最も効率的 △ 一定規模の避難経由所が必要	「静岡県広域避難計画」の基本パターン	△ 予定した避難所が使用できない場合に混乱が生じる可能性がある。
	◎ 避難者数に応じて順次避難所を開設できる ○ 目指すべき目的地が分かり易い		△ 全ての避難所を同時に開設する必要がある。
避難先各都県・市区町村の体制・施設環境に応じて選択			


 避難経由所は、一律的に大規模避難経由所又は小規模避難経由所を選択するのではなく、その場所の広さ、避難所との距離等に応じて、選択すべきものです。地域によっては、避難経由所として、「大規模避難経由所」と「小規模避難経由所」が混在することもあり得ます。

10 避難経路所（小規模方式）・避難所の開設・運営体制

 「小規模避難経路所」を採用する場合には、本項目に必要な情報を記入、してください。「小規模避難経路所」を採用しない場合には、本章を削除してください

(1) 想定避難者数

ア 避難予定人数

市町名	区 分		
〇〇市	避難予定人数	x, xxx人	
	移動手段	自家用車	xxx台
		バ ス	xx台
		寝 台 車	xx台
		車 い す	xx台

イ 避難ルート・到達時間

経 路		道路名
起点	終点	
〇〇市	xx	国道xx号線
xx	xx	
xx	xx	xx道
xx	xx	xx道
xx	□□市■■■センター	
→ 距離 約 xxkm 所用時間約 時間		

(2) 避難経路所の開設・運営

ア 避難経路所の開設場所

名称	所在地	電話番号	使用可能面積	
			屋内	屋外面積 駐車台数
XX運動公園	□□市大手町*~*	XXX-XXX-XXXX	XXXX m ²	XXXX m ² XXX 台
XX体育館	□□市一番町*~*	XXX-XXX-XXXX	XXXX m ²	XXXX m ² XXX 台

イ 避難経路所の体制

班編制	人数 括弧内は交代要員を含めた総員	主要業務
総務班	1人 (3人)	・避難経路所の統括 ・避難先市(区町村)役場との連絡調整
誘導班	2人 (6人)	・避難経路所入口の交通整理、駐車場案内
避難所案内班	2~4人 (6~12人)	・証明書確認 ・避難所の割り振り、避難所経路案内
予備班	2人	・混雑時各班の応援
計	7人~9人 (17人~23人)	

ウ 避難経路所の運営体制

避難経路所の開設は避難元となる静岡県及び〇〇市等が派遣した初期要員(委託等を含む)と□□市が共同で開設業務を行う。



避難経路所立上げ・運営要員の確保

避難経路所の立上げ・運営要員は避難元市町から派遣される連絡員(リエゾン)のほか、避難元等が事前の契約により警備員を手配するなどできる限り事前に確保できる要員数を確認しておく必要があります。

エ 避難経路所の業務

- ・避難時の「放射性物質放出前避難証明書」「避難退域時検査済証」「除染済証明書」の確認
- ・避難者名簿の手交
- ・避難所の振分け、案内

オ 避難経由所の開設時期

避難経由所の開設時期は、PAZについては、全面緊急事態となり、避難元市町に避難を開始する旨の連絡があった時点、UPZについては、OILに基づく判断基準を超え避難又は一時移転を実施することとなった時点とする。

フェーズ		避難元	避難先市町村	備考
警戒事態		相互連絡		施設使用の可否について確認
施設敷地 緊急事態		初期要員の派遣	開設準備	〇〇市、静岡県等、又はこれらから依頼を受けた者を派遣する。
全面 緊急事態	数時間	運営要員の派遣	運営協力	避難元は順次運営要員を増員
	数日後	避難経由所の運営	—	
	1週間	撤収準備	—	
原子力発電所の状況に応じて、新たな避難が発生する可能性がなくなった時点で、避難経由所を閉鎖し、その業務は〇〇市広域避難計画に基づく、「広域避難現地本部」に移管				

(3) 避難経由所の設備

ア 駐車場

当該避難経由所を経由する避難住民数を考慮して、十分な台数を確保する。
避難経由所の敷地入口には、避難経由所入口の誘導員を配置する。



必要となる駐車台数

最近の庁舎建設事例において利用されている「最大滞留量の近似的計算方法(岡田光正大阪大学名誉教授著)」の「必要駐車台数=1日当たりの来庁台数×集中度×平均滞在時間/60」により算定します。

算出式 必要駐車台数=想定避難経由所利用世帯数×自家用車利用率×集中度(30%)×平均滞留時間(X分/60)

X 大規模避難所方式 30分、小規模避難所方式 10分

イ 受付(屋内)

当該避難経由所において、避難所の割り振りを行う。



必要となる受付窓口数

受付時間10分/1世帯、1日780世帯、2,340人の受付、ピーク 60世帯到着/時の前提条件で、待ち行列理論(ポアソン分布)により必要な窓口数を算出するとピークには16窓口が必要となります。

ウ 案内看板

避難経路所となる施設駐車場入口には、「避難経路所」の看板を設置する。（事前に準備する。）

エ 備品・消耗品

- 受付用の机・椅子
- 避難者名簿用紙
- 避難所案内地図

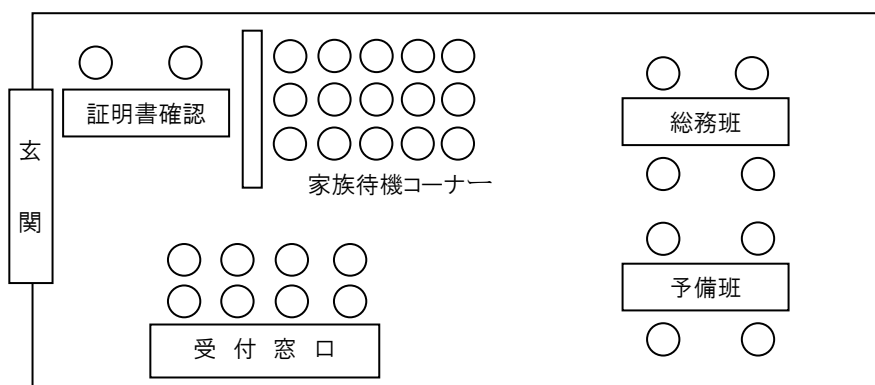
(4) 避難経路所の開設

ア 施設の準備

上記の机、椅子、備品、消耗品を設置する。
施設敷地入口に看板を設置する。
必要に応じて駐車場内にコーン等を設置する。

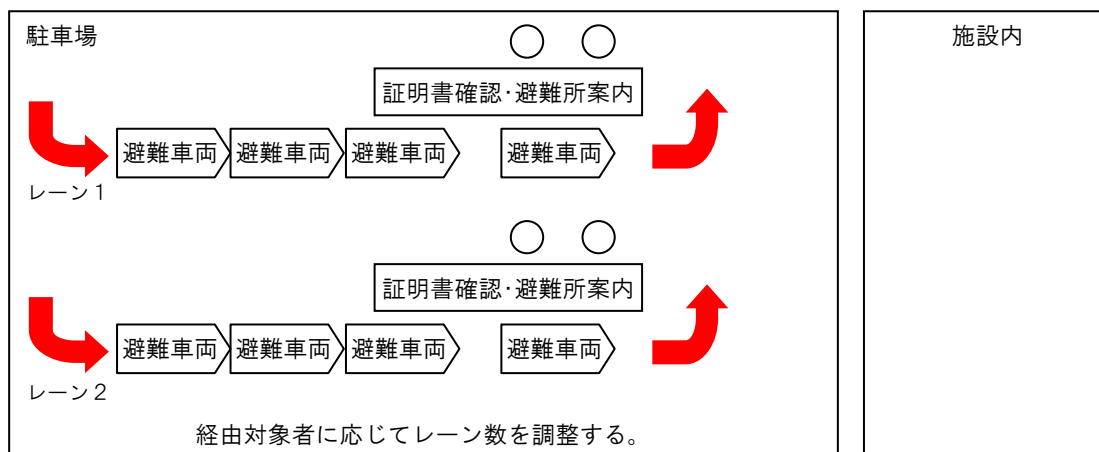
イ 施設の配置（施設内方式）

施設内で案内を行う場合のレイアウト例は下記のとおり。



ウ 施設の配置（ドライブスルー方式）

駐車場において案内を行う場合のレイアウト例は下記のとおり。



(5) 避難経路の運営

ア 施設への誘導

施設敷地入口において、施設駐車場への案内を行う。

イ 証明書の確認

検査済証明書を確認する。避難退域時検査及び簡易除染の実施場所の候補箇所は下記の通り

避難方向	避難経路	候補箇所
東方	東名高速道路	日本坂PA、日本平PA
	新東名高速道路	藤枝PA、静岡SA、清水PA
	国道1号	うぐいすPA、県工業技術研究所
	国道150号	(調整中)
	川根本町内	町内公共施設
西方	東名高速道路	遠州豊田PA、三方原PA、浜名湖SA、航空自衛隊浜松基地
	新東名高速道路	遠州森町PA、浜松SA
	国道1号	(調整中)
	国道150号	竜洋海洋公園
	県道	(調整中)
	森町内	町内公共施設

避難退域時検査場所で発行する避難退域時検査済証の様式は下記のとおり。

B 5 縦		《交付用》	
避難退域時検査済証			
氏 名			
住 所			
検査日	年 月 日 時 分		
検査場所			
測定結果	国が定める基準値 (40,000 c p m) 以下であることを証明する。		
静岡県原子力災害対策本部		○	



証明書を確認できなかった場合

- ・ 避難所振り分けを行わず、避難してきた車内で待機をお願いします。
- ・ 〇〇市・静岡県に連絡し、以降の対応を引き継ぐ。

ウ 避難者名簿の手交

代表者に避難者名簿(様式第1号)を渡し、記入の上避難所で提出するようお願いする。



Web を利用した避難者名簿システム構築の検討

- ・ 避難経由所・避難所の事務軽減を図るため、Web を利用し、避難者が自ら名簿登録を行うことができるシステム構築を検討する。

エ 避難所の振分け

避難所の振分けを行う。
振分基準は別途作成する。

オ 避難所への案内

あらかじめ作成した「避難所案内図」を交付して避難所への移動を指示する。

N o	項目	内容	場所	所要時間
1	証明書の確認		避難経由所入口	施設内方式
2	避難者名簿の手交		受付コーナー	5分+ α
3	避難所の決定	避難先避難所の振り分け		ドライブスルー方式
4	避難所の案内	振り分けた避難所の案内		3分+ α

(6) 避難経由所の閉鎖

避難経由所はPAZ区域に係るものについては、対象地域住民の避難が完了するまで(概ね2~3日間程度)、UPZについては、浜岡原子力発電所の状況が安定し、当該避難経由所が関係する避難・一時移転対象地域が拡大する可能性が少なくなった時点(概ね3日~1週間程度)までとし、その業務は〇〇市広域避難現地本部に移管する。

避難者名簿

世帯主	氏名	年齢 歳 性別 男・女			
	住所	〇〇市 (番地)			
避難家族	氏名	年齢	性別	要配慮者	
		歳	男・女		
		歳	男・女		
		歳	男・女		
		歳	男・女		
		歳	男・女		
連絡先	氏名 住所 電話	車 (車で避難した 場合のみ)	車種 色 ナンバー		
個人情報の 取り扱い	「〇〇市避難者情報取扱規定」に基づき、避難者の住所(地区名まで)、氏名、性別、避難先避難所名をホームページ等で公開しますが、公開を希望しない場合は、レ チェックをつけてください。			<input type="checkbox"/> 避難者情報公開を希望しない	

この避難者名簿は太枠内を記入し、避難所の受付に提出してください。
色枠内が〇〇市HP等で公開する情報となります。

避難地区	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
避難退域時 検査の有無	確認済み 未確認
避難所	避難所名 入所日時
	避難所名 入所日時
	避難所名 入所日時
退所	退所日 年 月 日 時 退所先
名簿登録	登録日 退所登録 登録日 担当者 担当者

(7) 避難所の開設・運営

避難所の開設・運営については、避難先市区町村に避難所運営に係る手順書・マニュアルがある場合には、当該手順書・マニュアルに従う。

ない場合には原子力災害特有の部分を除き、〇〇市避難所運営マニュアルに従って、当該避難所に避難した避難元地域自主防災組織が中心となって運営していく。

ア 避難所の開設場所

名称	所在地	電話番号	収容可能人数	屋内面積	駐車可能台数
XX市民体育館	〇〇市大手町*-*	XXX-XXX-XXXX	XXX 人	XXX m ²	XXX 台

イ 避難所の体制

班編制	人数 括弧内は交代要員を含めた総員	主要業務
総務班	人	・避難所の統括 ・避難先市(区町村)役場との連絡調整
誘導班 (開設初期のみ)	人	・避難所の交通整理、駐車場案内
受付・案内班 (開設初期のみ)	人	・避難者の受付 ・避難者名簿の作成
生活支援班	人	・食料品・日用品の手配、配布
班	人	・
班	人	・
計	人	

ウ 避難所の業務

- ・避難者一覧の整備
- ・食料品・日用品の配布
- ・避難所の運営

エ 避難所の運営体制

避難所の開設は〇〇市がその業務を行う。

オ 避難所の開設時期

避難所の開設時期は、PAZIについては、全面緊急事態となり、避難元市町に避難を開始する旨の連絡があった時点、UPZIについては、OILに基づく判断基準を超え避難又は一時移転を実施することとなった時点とする。

(8) 避難所の開設・運営経費

避難所の開設・運営経費の負担については、民法、原子力損害の賠償に関する法律の規定による。

また、必要に応じて災害救助法による救助を行うことも可能であるが、その際には、下記のとおり実費弁償の基準がきまっている。

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 25 年内閣府告示第 228 号)」による実費弁償の基準

区分	単価
避難所の設置	320 円/人
炊き出しその他による食品の給与	1,110 円/日・人
被服、寝具、その他生活必需品	18,400 円 1人世帯・全壊(夏期)の場合

(9) 避難所の閉鎖

避難所は避難者の増減がなくなった段階で、より適切な避難所運営が行えるよう小規模施設の統廃合、ホテル・旅館、研修施設等を利用した避難所など、避難先施設の運営に支障が生じないように努力する。

また、避難所の開設期間は概ね1ヶ月とし、それ以降はより広範囲での移転等について、静岡県と国が主体となって調整を行っていく。

避難者一覧表

No	世帯番号	氏名	年齢	性別	住所(地区・字)	(地番)	入所日時	公開	要配慮
					電話		退所日時		
				男 女			月 日 時	否	
							月 日 時		
				男 女			月 日 時	否	
							月 日 時		
				男 女			月 日 時	否	
							月 日 時		
				男 女			月 日 時	否	
							月 日 時		
				男 女			月 日 時	否	
							月 日 時		
				男 女			月 日 時	否	
							月 日 時		
				男 女			月 日 時	否	
							月 日 時		
				男 女			月 日 時	否	
							月 日 時		
				男 女			月 日 時	否	
							月 日 時		
				男 女			月 日 時	否	
							月 日 時		
				男 女			月 日 時	否	
							月 日 時		
				男 女			月 日 時	否	
							月 日 時		
				男 女			月 日 時	否	
							月 日 時		

色枠内が〇〇市HP等で公開する情報となります。

1 1 避難経路所（大規模方式）・避難所の開設・運営体制



「大規模避難経路所」を採用する場合には、本項目に必要な情報を記入、してください。「大規模避難経路所」を採用しない場合には、本章を削除してください

(1) 想定避難者数

ア 避難予定人数

市町名	区 分			
	避難予定人数			人 (人)
	移動手段	自家用車		台
		バ ス		台
		寝 台 車		台
		車 い す		台

イ 避難ルート・到達時間

経 路		道路名
起点	終点	
〇〇市		
	□□市■■■センター	
→ 距離 約 km 所用時間約 時間		

(2) 避難経由所の開設・運営

ア 避難経由所の開設場所

名称	所在地	電話番号	使用可能面積	
			屋内	屋外面積 駐車台数
XX運動公園	□□市大手町*-*	XXX-XXX-XXXX	XXXX m ²	XXXX m ² XXX 台
XX体育館	□□市一番町*-*	XXX-XXX-XXXX	XXXX m ²	XXXX m ² XXX 台

イ 避難経由所の体制

班編制	人数 括弧内は交代要員を含めた総員	主要業務
総務班	1人 (3人)	・避難経由所の統括 ・避難先市(区町村)役場との連絡調整
誘導班	2人 (6人)	・避難経由所の交通整理、駐車場案内
受付・案内班	2~6人 (6~18人)	・避難者の受付 ・避難先の割り振り、場所案内
医療班	2人 (6人)	・避難者の健康確認 ・避難者の健康相談
物資配布班	2人 (6人)	・食料品(パン、お茶等)の提供
予備班	4人	・混雑時各班の応援
計	9人~11人 (19人~31人)	

ウ 避難経由所の運営体制

避難経由所の開設は避難元となる静岡県及び〇〇市等が派遣した初期要員(委託等を含む)と□□市が共同で開設業務を行う。



避難経由所立上げ・運営要員の確保

避難経由所の立上げ・運営要員は避難元市町から派遣される連絡員(リエゾン)のほか、避難元等が事前の契約により警備員を手配するなどできる限り事前に確保できる要員数を確認しておく必要があります。

エ 避難経由所の業務

- ・避難時の「放射性物質放出前避難証明書」「避難退域時検査済証」「除染済証明書」の確認
- ・避難者名簿の記入・確認
- ・避難所の振分け、案内
- ・健康チェック

オ 避難経由所の開設時期

避難経由所の開設時期は、PAZについては、全面緊急事態となり、避難元市町に避難を開始する旨の連絡があった時点、UPZについては、OILに基づく判断基準を超え避難又は一時移転を実施することとなった時点とする。

フェーズ		避難元	避難先市町村	備考
警戒事態		相互連絡		施設使用の可否について確認
施設敷地 緊急事態		初期要員の派遣	開設準備	〇〇市、静岡県等、又はこれらから依頼を受けた者を派遣する。
全面 緊急事態	数時間	運営要員の派遣	運営協力	避難元は順次運営要員を増員
	数日後	避難経由所の運営	—	
	1週間	撤収準備	—	
		原子力発電所の状況に応じて、新たな避難が発生する可能性がなくなった時点で、避難経由所を閉鎖し、その業務は〇〇市広域避難計画に基づく、「広域避難現地本部」に移管		

(3) 避難経由所の設備

ア 駐車場

当該避難経由所を経由する避難住民数を考慮して、十分な台数を確保する。
避難経由所の敷地入口には、避難経由所入口の誘導員を配置する。



必要となる駐車台数

最近の庁舎建設事例において利用されている「最大滞留量の近似的計算方法(岡田光正大阪大学名誉教授著)」の「必要駐車台数＝1日当たりの来庁台数×集中度×平均滞在時間/60」により算定します。

算出式 必要駐車台数＝想定避難経由所利用世帯数×自家用車使用率×集中度(30%)×平均滞留時間(X分/60)

X 大規模避難所方式 30分、小規模避難所方式 10分

イ 受付（屋内）

当該避難経由所において、避難者受付を行い、避難所の割り振りを行う。



必要となる受付窓口数

受付時間10分/1世帯、1日780世帯、2,340人の受付、ピーク 60世帯到着/時の前提条件で、待ち行列理論(ポアソン分布)により必要な窓口数を算出するとピークには16窓口が必要となります。

ウ 案内看板

避難経由所となる施設駐車場入口には、「避難経由所」の看板を設置する。（事前に準備する。）

エ コピー機・プリンター

避難経由所において、「避難者名簿」を作成、コピー作成のためのコピー機、プリンターを準備する。

オ 受付用パソコン

当該避難経由所において、避難者受付を行うためのパソコンを準備する。

カ その他備品・消耗品

受付・名簿記入用の机・椅子

記入用の筆記用具

避難者名簿

避難所案内地図

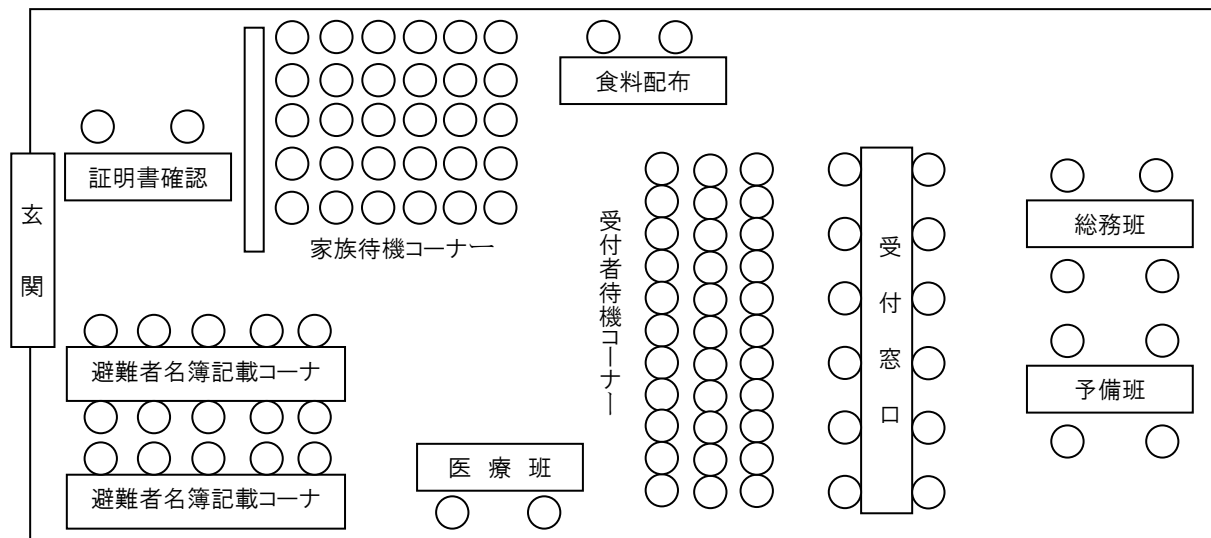
(4) 避難経由所の開設

ア 施設の準備

上記の机、椅子、備品、消耗品を設置する。
 施設敷地入口に看板を設置する。
 必要に応じて駐車場内にコーン等を設置する。

イ 施設の配置

レイアウト案は下記のとおり。



(5) 避難経由所の運営

ア 施設への誘導


施設敷地入口において、施設駐車場への案内を行う。

イ 証明書の確認

検査済証明書を確認する。避難退域時検査及び簡易除染の実施場所の候補箇所は下記の通り

避難方向	避難経路	候補箇所
東方	東名高速道路	日本坂PA、日本平PA
	新東名高速道路	藤枝PA、静岡SA、清水PA
	国道1号	うぐいすPA、県工業技術研究所
	国道150号	(調整中)
	川根本町内	町内公共施設
西方	東名高速道路	遠州豊田PA、三方原PA、浜名湖SA、航空自衛隊浜松基地
	新東名高速道路	遠州森町PA、浜松SA
	国道1号	(調整中)
	国道150号	竜洋海洋公園
	県道	(調整中)
	森町内	町内公共施設

避難退域時検査場所で発行する避難退域時検査済証の様式は下記のとおり。

B 5 縦		《交付用》	
避難退域時検査済証			
氏 名			
住 所			
検査日	年 月 日 時 分		
検査場所			
測定結果	国が定める基準値（40,000 c p m） 以下であることを証明する。		
		静岡県原子力災害対策本部	



証明書を確認できなかった場合

- ・ 避難所振り分けを行わず、避難してきた車内で待機をお願いします。
- ・ ○○市・静岡県に連絡し、以降の対応を引き継ぐ。

ウ 避難者名簿の手交

代表者に避難者名簿(様式第1号)を渡し、記入の上避難所で提出するよう依頼する。



Web を利用した避難者名簿システム構築の検討

- ・ 避難経由所・避難所の事務軽減を図るため、Web を利用し、避難者が自ら名簿登録を行うことができるシステム構築を検討する。

エ 食事の提供

受付横に食料品提供ブースを設け、希望に応じてパン・お茶等を避難者に提供する。

オ 健康状態のチェック

受付横に医療班のブースを設け、避難者の健康相談に応じる。

カ 避難者名簿の確認

受付窓口で避難者名簿の記入漏れがないか確認する。

キ 避難所の振分け

避難所の振分けを行う。
振分基準は下記のとおり。

ク 避難所への案内

あらかじめ作成した「避難所案内図」を交付して避難所への移動を指示する。

No	項目	内容	場所	所要時間
1	証明書の確認		避難経由所入口	
2	避難者名簿の記入	様式1号避難者名簿の記入	記入コーナー	3分
	受付コーナー混雑時は会場内で待機			
3	避難者名簿の確認	上記名簿の内容確認	受付コーナー	10分
4	避難所の決定	避難先避難所の振り分け		
5	避難所の案内	振り分けた避難所の案内		
	避難所内滞在時間(駐車場使用時間)			15分+ α

(6) 避難経由所の閉鎖

避難経由所はPAZ区域に係るものについては、対象地域住民の避難が完了するまで(概ね2～3日間程度)、UPZについては、浜岡原子力発電所の状況が安定し、当該避難経由所が関係する避難・一時移転対象地域が拡大する可能性が少なくなった時点(概ね3日～1週間程度)までとし、その業務は〇〇市広域避難現地本部に移管する。

避難者名簿

世帯主	氏名	年齢 歳 性別 男・女			
	住所	〇〇市 (番地)			
避難家族	氏名	年齢	性別	要配慮者	
		歳	男・女		
		歳	男・女		
		歳	男・女		
		歳	男・女		
		歳	男・女		
連絡先	氏名 住所 電話	車 (車で避難した 場合のみ)	車種 色 ナンバー		
	個人情報の 取り扱い	「〇〇市避難者情報取扱規定」に基づき、避難者の住所(地区名まで)、氏名、性別、避難先避難所名をホームページ等で公開しますが、公開を希望しない場合は、レ チェックをつけてください。		<input type="checkbox"/> 避難者情報公開を希望しない	

この避難者名簿は太枠内を記入し、避難所の受付に提出してください。
色枠内が〇〇市HP等で公開する情報となります。

避難地区	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
避難退域時 検査の有無	確認済み 未確認
避難所	避難所名 入所日時
	避難所名 入所日時
	避難所名 入所日時
退所	退所日 年 月 日 時 退所先
名簿登録	登録日 担当者
	退所登録 登録日 担当者

(7) 避難所の開設・運営

避難所の開設・運営については、避難先市区町村に避難所運営に係る手順書・マニュアルがある場合には、当該手順書・マニュアルに従う。

ない場合には原子力災害特有の部分を除き、〇〇市避難所運営マニュアルに従って、当該避難所に避難した避難元地域自主防災組織が中心となって運営していく。

ア 避難所の開設場所

名称	所在地	電話番号	収容可能人数	屋内面積	駐車可能台数
XX市民体育館	〇〇市大手町*-*	XXX-XXX-XXXX	XXX 人	XXX m ²	XX 台

イ 避難所の体制

班編制	人数 括弧内は交代要員を含めた総員	主要業務
総務班	人	・避難所の統括 ・避難先市(区町村)役場との連絡調整
誘導班 (開設初期のみ)	人	・避難所の交通整理、駐車場案内
受付・案内班 (開設初期のみ)	人	・避難者の受付 ・避難者名簿の作成
生活支援班	人	・食料品・日用品の手配、配布
班	人	・
班	人	・
計	人	

ウ 避難所の業務

- ・避難者一覧の整備
- ・食料品・日用品の配布
- ・避難所の運営

エ 避難所の運営体制

避難所の開設は〇〇市がその業務を行う。

オ 避難所の開設時期

避難所の開設時期は、PAZIについては、全面緊急事態となり、避難元市町に避難を開始する旨の連絡があった時点、UPZIについては、OILに基づく判断基準を超え避難又は一時移転を実施することとなった時点とする。

(8) 避難所の開設・運営経費

避難所の開設・運営経費の負担については、民法、原子力損害の賠償に関する法律の規定による。

また、必要に応じて災害救助法による救助を行うことも可能であるが、その際には、下記のとおり実費弁償の基準がきまっている。

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 25 年内閣府告示第 228 号)」による実費弁償の基準

区分	単価
避難所の設置	320 円/人
炊き出しその他による食品の給与	1,110 円/日・人
被服、寝具、その他生活必需品	18,400 円 1人世帯・全壊(夏期)の場合

(9) 避難所の閉鎖

避難所は避難者の増減がなくなった段階で、より適切な避難所運営が行えるよう小規模施設の統廃合、ホテル・旅館、研修施設等を利用した避難所など、避難先施設の運営に支障が生じないように努力する。

また、避難所の開設期間は概ね1ヶ月とし、それ以降はより広範囲での移転等について、静岡県と国が主体となって調整を行っていく。

避難者一覧表

No	世帯番号	氏名	年齢	性別	住所(地区・字)	(地番)	入所日時	公開	要配慮
					電話		退所日時		
				男 女			月 日 時	否	
							月 日 時		
				男 女			月 日 時	否	
							月 日 時		
				男 女			月 日 時	否	
							月 日 時		
				男 女			月 日 時	否	
							月 日 時		
				男 女			月 日 時	否	
							月 日 時		
				男 女			月 日 時	否	
							月 日 時		
				男 女			月 日 時	否	
							月 日 時		
				男 女			月 日 時	否	
							月 日 時		
				男 女			月 日 時	否	
							月 日 時		
				男 女			月 日 時	否	
							月 日 時		
				男 女			月 日 時	否	
							月 日 時		
				男 女			月 日 時	否	
							月 日 時		

色枠内が〇〇市HP等で公開する情報となります。

1 2 初期対応後における主な対応

初動対応期での避難区域の住民避難が概ね終了した後の期間における受入市町村の主な対応は以下のとおり。

(1) 避難所情報の公表

避難所の開設等に係る広報について、下記のとおり対応する

ア 避難状況の公表

避難所の開設情報その他の情報については、避難元〇〇市において一括して公表する。

イ 公表情報

公表項目は、下記のとおりとする。

開設した避難所の、名称、所在地、避難者数

ウ プレスリリース文

プレスリリースは下記の文案を基本として、事実関係を修正する。

広域避難の状況【第〇報】

〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇市防災課

1 避難の状況

(1) 避難勧告等の発令状況

地区	種別	発令日時	対象地域	対象世帯数	対象人数
〇〇地区		〇月〇日 〇:〇〇	〇〇市〇〇	〇世帯	〇名
〇〇地区		〇月〇日 〇:〇〇	〇〇市〇〇	〇世帯	〇名
〇〇地区		〇月〇日 〇:〇〇	〇〇市〇〇	〇世帯	〇名

(2) 避難所の開設状況

避難所名	住所	開設・廃止日時	避難世帯数	避難者数
〇〇市 市民体育館		開設: 〇〇月〇〇日	世帯	名
〇〇市 市民文化会館		開設: 〇〇月〇〇日	世帯	名
〇〇市△中学校 体育館		開設: 〇〇月〇〇日	世帯	名
〇〇市△小学校 体育館		開設: 〇〇月〇〇日	世帯	名

(3) 避難所の状況

- ・ 〇〇市市民体育館避難所において〇〇が〇〇となっており、〇〇対応を行った。

(2) 避難所等の運営

ア 避難所運営

〇〇市は、避難所等での生活が長期間にわたる場合には、避難者のニーズを汲みつつ、静岡県又は受入先都道府県を通じて国又は他の都道府県へ物資の供給等の支援を要請する。

(3) 取材・広報体制

ア 取材対応

各避難所では、総務班が取材対応を行う。

イ 取材の基本方針

各避難所の取材対応は、避難者のプライバシーを最優先とし、生活スペースにおける取材は原則として禁止する。

ウ 広報体制

避難所の広報は、基本的には〇〇市の広域避難現地本部が一括して行う。

(4) 避難者名簿の公開

ア 原則

〇〇市の「避難者情報取扱規程」に基づき、〇〇市が避難者名簿を公開する。

イ 公開情報

原則として、避難者名、住所(字名まで)、性別、避難先の避難所名を公表する。

ウ 例外

避難者名簿(様式第1号)記入の際に「避難者情報公開を希望しない」にチェックを入れた世帯については、情報を公開しない。

エ 公開方法

〇〇市ホームページにおいて公開するほか、報道機関に提供する。

〇〇市原子力災害広域避難時の避難者名簿 取扱規程

原子力災害特別措置法(平成11年法律第156号)に規定される原子力災害が発生し、市原子力災害広域避難計画(以下「市計画」という。)に基づく住民の避難を行った場合の避難者名簿等個人情報については、下記のとおり取り扱うものとする。

1 避難者名簿の作成

避難所の各種支援は、正確な避難者把握が前提となるため、市は避難者の世帯構成・人員把握に努めるものとする。

(1) 避難者名簿の作成と時期

避難所に入所する際に、避難世帯の代表者から様式第1号により、避難者情報の提出を受けるものとする。

(2) 避難者一覧表の編纂

市は様式第1号の提出を受けた場合には、様式第2号により、避難者一覧表を作成するものとする。

2 避難者名簿の利用

市は、1により提出を受けた避難者情報は、当該避難者に対する行政サービスの提供に限り使用するものとする。

3 個人情報の管理

避難者名簿等の個人情報は、流出や漏えいを防止するため、避難所においては受付以外では使用しないものとし、夜間は施錠可能な場所に保管するものとする。

4 避難者名簿の公開

避難者名簿等の個人情報は、災害の重大性に鑑み、原則として、市個人情報保護条例（平成〇〇年条例第〇号）第〇〇条に規定する情報提供の例外にあたるものとして、氏名、住所（地区まで）、性別、年齢について公表するものとする。

ただし、1(1)の避難者名簿の提出の際に、公表を望まない旨の記載をした世帯の被災者名簿については非公開とする。

(1) 避難者名簿の公表方法

市ホームページにおいて公表するほか、報道機関にも名簿を提供するものとする。

(2) 安否情報の問合せ

電話による安否確認の問合せがあった際には、(1)の公表と同様の取扱いとする。

5 施行

本取扱規程は平成 年 月 日から施行する。



避難者名簿公開の可否

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、安否情報の提供が制度化されています(第 86 条の 15)。前記規定により、安否情報の照会があった場合には、照会者の本人確認を行った上で照会者が同居の親族の場合、照会被災者の居所、負傷・疾病の状況、連絡先、別居の親族・勤務先の場合、照会被災者の負傷又は疾病の状況、知人等の場合には安否情報所有の有無、をそれぞれ提供できることとなっています。

そのため、避難者名簿の公開については、公開元となる各市町の防災担当課、個人情報保護担当課と調整の上その可否も含めてあらかじめ定めておく必要があります。

(5) 相談窓口

ア 相談体制

〇〇市が住民・避難者からの相談窓口を設置する。

機関名	問い合わせ先	受付時間

(6) 受入準備の解除

原子力発電所の状況が安定し、避難等の指示がされずに国から屋内退避の指示が解除された避難元市町村は、一時移転等の防護措置が不要となる。

屋内退避の指示が解除された後は、一時移転等の避難者の受入準備をしていた受入市町村は、避難元市町村又は受入都道府県からの連絡を踏まえ、受入準備を解除する。

(7) 避難所等の解消

避難所等の設置は応急的なものであるため、避難所等とした施設本来の施設機能を早期に回復することが必要であることから、避難元市町村及び避難元道府県は、避難所等の解消に向けた環境整備を行い、できるだけ避難所等の早期解消を図るための必要な業務を行う。

13 資料

(1) 災害対策基本法（広域避難関係抜粋）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 28 条の規定による読み替え後

（広域一時滞在の協議等）

第 86 条の 8 市町村長は、当該市町村の地域に係る原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生し、被災住民の生命若しくは身体を原子力災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。

2 市町村長は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。

3 第 1 項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。

4 第 1 項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

5 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第 1 項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。

6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

7 第 1 項の場合において、協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第 4 項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

（都道府県外広域一時滞在の協議等）

第 86 条の 9 前条第 1 項に規定する場合において、市町村長は、都道府県知事と協議を行い、被災住民について他の都道府県の区域における一時的な滞在（以下「都道府県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

2 前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、被災住民の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。

- 3 都道府県知事は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもって足りる。
- 4 第2項の場合において、協議を受けた都道府県知事（以下この条において「協議先都道府県知事」という。）は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。
- 5 前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。
- 6 第4項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 7 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第2項の規定により協議した都道府県知事（以下この条において「協議元都道府県知事」という。）に通知しなければならない。
- 9 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 10 都道府県外協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 11 第1項の場合において、都道府県外協議元市町村長は、都道府県外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 12 協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 13 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。
- 14 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第6項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

（都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行）

- 第86条の10 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第86条の8第1項及び第5項から第7項までの規定により実施すべき措置（同条第6項及び第7項の規定による報告を除く。）の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県外広域一時滞在の協議等の特例)

第 86 条の 11 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、第 86 条の 9 第 1 項の規定による要求がない場合であっても、同条第 2 項の規定による協議をすることができる。この場合において、同条第 9 項中「第 1 項の規定により協議することを求めた市町村長(以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。)」とあるのは「公示し、及び内閣府令で定める者」と、同条第 11 項中「第 1 項」とあるのは「第 86 条の 11 前段」と、「都道府県外協議元市町村長」とあるのは「協議元都道府県知事」と、「協議元都道府県知事に報告し、及び」とあるのは「協議先都道府県知事及び同条後段の規定により読み替えて適用する第九項の内閣府令で定める者に通知し、並びに」と、「前項の内閣府令で定める者に通知しなければ」とあるのは「内閣総理大臣に報告しなければ」と、同条第 13 項中「前項」とあるのは「第 86 条の 11 後段の規定により読み替えて適用する第 11 項」とし、同条第 10 項及び第 12 項の規定は、適用しない。

(内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行)

第 86 条の 13 内閣総理大臣は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第 86 条の 8 第 4 項及び第 5 項から第 7 項までの規定により実施すべき措置の全部若しくは一部を当該市町村長に代わつて実施し、又は当該都道府県の知事が第 86 条の 11 前段並びに第 86 条の 9 第 8 項並びに第 86 条の 11 後段の規定により読み替えて適用する第 86 条の 9 第 9 項及び第 11 項の規定により実施すべき措置(第 86 条の 11 後段の規定により読み替えて適用する第 86 条の 9 第 9 項及び第 11 項の規定による報告を除く。)の全部若しくは一部を当該都道府県知事に代わつて実施しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により市町村長又は都道府県知事の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を告示しなければならない。

3 第一項の規定による内閣総理大臣の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(被災者の運送)

第 86 条の 14 都道府県知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請することができる。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、被災者の保護の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

(2) 災害対策基本法施行規則（広域避難関係抜粋）

災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）

（内閣府令で定める者）

- 第 8 条の 2 法第 86 条の 8 第 4 項の内閣府令で定める者は、同項の被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者とする。
- 2 法第 86 条の 8 第 6 項の内閣府令で定める者は、同項の協議元市町村長の統轄する市町村の区域において協議元市町村長が同項の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者とする。
- 3 第 1 項の規定は、法第 86 条の 9 第 6 項の内閣府令で定める者について準用する。この場合において、第 1 項中「協議先市町村長」とあるのは、「都道府県外協議先市町村長」と読み替えるものとする。
- 4 第 2 項の規定は、法第 86 条の 9 第 10 項の内閣府令で定める者について準用する。この場合において、第 2 項中「協議元市町村長」とあるのは、「都道府県外協議元市町村長」と読み替えるものとする。
- 5 法第 86 条の 11 後段の規定により読み替えて適用する法第 86 条の 9 第 9 項の内閣府令で定める者は、法第 86 条の 11 前段の災害の発生によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった市町村の市町村長及び当該市町村の区域において同条後段の規定により読み替えて適用する法第 86 条の 9 第 9 項の協議元都道府県知事が同項の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元都道府県知事が必要と認める者とする。

(3) 災害対策基本法（安否情報関係抜粋）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）

（安否情報の提供等）

- 第 86 条の 15 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生した場合において、内閣府令で定めるところにより、当該災害の被災者の安否に関する情報（次項において「安否情報」という。）について照会があったときは、回答することができる。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により安否情報を回答するときは、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第 1 項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第 1 項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、都道府県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めすることができる。

(被災者台帳の作成)

第 90 条の 3 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳(以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。)を作成することができる。

2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 六 援護の実施の状況
- 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 市町村長は、第 1 項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第 1 項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(台帳情報の利用及び提供)

第 90 条の 4 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報(以下この条において「台帳情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- 一 本人(台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。)の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- 三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

2 前項(第 1 号又は第 3 号に係る部分に限る。)の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(4) 災害対策基本法施行規則（安否確認関係抜粋）

災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）

（安否情報の提供等）

第 8 条の 3 法第 86 条の 15 第 1 項の規定により安否情報について照会をしようとする者（以下この条において「照会者」という。）は、都道府県知事又は市町村長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

- 一 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- 二 照会に係る被災者の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別
- 三 照会をする理由

2 照会者は、前項の規定により明らかにした同項第 1 号に掲げる事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該照会者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める方法によることができる。

3 第 1 項の照会を受けた都道府県知事又は市町村長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、この限りでない。

- 一 照会者が当該照会に係る被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合 照会に係る被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- 二 照会者が当該照会に係る被災者の親族（前号に掲げる者を除く。）又は職場の関係者その他の関係者である場合 照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況
- 三 照会者が当該照会に係る被災者の知人その他の当該被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合 照会に係る被災者について保有している安否情報の有無

4 前項の規定にかかわらず、第 1 項の照会を受けた都道府県知事又は市町村長は、当該照会に係る被災者が照会に際しその提供について同意をしている安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者に係る安否情報を提供することができる。

（被災者台帳の作成）

第 8 条の 4 法第 90 条の 3 第 1 項の規定による被災者台帳の作成は、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）第 4 条第 2 項の規定により市町村長が行うこととされた同法第 3 条第 1 項の被災者生活再建支援金の支給に係る被災世帯主からの申請その他の市町村長に対して行われる手続により得た情報その他の情報に基づき行うことができる。

(被災者台帳に記載又は記録する事項)

第8条の5 法第90条の3第2項第8号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 電話番号その他の連絡先
- 二 世帯の構成
- 三 罹災証明書の交付の状況
- 四 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- 五 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- 六 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- 七 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

(台帳情報の提供に関し必要な事項)

第8条の6 法第90条の4第1項第1号又は第3号の規定により台帳情報の提供を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所又は居所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - 三 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - 四 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - 五 前各号に掲げるもののほか、台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項
- 2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報(ただし、前条第6号に掲げる事項を除く。)を提供することができる。
- 3 法第90条の4第1項(第1号又は第3号に係る部分に限る。)の規定により市町村長が提供する台帳情報には、前条第6号に掲げる事項を含まないものとする。

(5) 災害対策基本法改正に関する通知（広域避難関係抜粋）

府政防 第725号
消防災 第235号
平成24年6月27日

各都道府県防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（総括担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

災害対策基本法の一部を改正する法律の運用について

災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号。以下「改正法」という。）の内容については、「災害対策基本法の一部を改正する法律について」（平成24年6月27日付府政防第724号・消防災第234号）により通知したところですが、下記に、改正法の趣旨及びその適正な運用に当たっての留意点を示しますので、執務上の参考とされるとともに、貴都道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。併せて、必要となる条例の改正又は地域防災計画の見直しなどを速やかに進められるようお願いいたします。

なお、下記中の条文番号は特に断りがない限り、改正法による改正後の災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）のものであります。また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

（1～3 省略）

4. 広域一時滞在（法第86条の2から第86条の6まで関係）

（1）広域一時滞在の規定を設けた趣旨

東日本大震災において、市町村や都道府県の区域を越えて、大規模な住民の避難がなされたことを踏まえ、一つの市町村の区域を越えて住民が避難する場合の市町村間等における協議の手續について規定を整備することとしたものである。同一都道府県内の場合（広域一時滞在）には、被災市町村長が他の市町村長と、都道府県の区域を越える場合（都道府県外広域一時滞在）には、都道府県知事が他の都道府県知事と協議を行うこととしている。また、被災市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったような事態に備え、都道府県知事による代行規定等を併せて設けた。このほか、被災市町村長や被災都道府県知事が適当な協議の相手方を見つけれない場合等において、迅速かつ円滑な広域一時滞の実施や避難後の生活に当たり支障が生じないように、都道府県知事又は内閣総理大臣による助言規定を設けたものである。

（2）「協議」について広域一時滞に際し、被災地方公共団体の被災状況、受入れが必要となる被災住民の数、協議先の地方公共団体の収容能力等に関して、様々な状況が想定される。

このため、被災者の受入れに当たっては、被災住民の受入れの可否に限らず、具体的な被災状況、受入れ被災住民数、受入れ施設等を含め、協議元の地方公共団体の長と協議先の地方公共団体の長との間で調整がなされた上で判断されることが望ましいことから、「協議」としたものである。

(3) 「正当な理由」の考え方被災住民を受け入れない「正当な理由」については、例えば、受入れ先の地方公共団体も被災していること、あらかじめ指定した受入れ施設の収容可能人数を上回っていること、地域の実情により災害時要援護者等の特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整っていないこと等が挙げられる。

しかしながら、これらのような場合であってもなお、東日本大震災を超えるような災害が発生した場合など、災害の規模、被災状況、各市町村の受入れ状況等によっては、被災者の受入れを行わなければならないこともあり得るため、「正当な理由」については、個別の災害における種々の状況を総合的に勘案して判断すべきものとする。

(4) 自己の管理下でない施設を提供する際の留意事項

広域一時滞在の協議を受けた市町村長は、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定することとされているが、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合においては、あらかじめ又は現に災害が発生した際に、当該施設の管理者の同意を得ることが必要となることに留意しなければならない。なお、業務効率化の観点からすれば、地域防災計画に基づき避難場所を指定する際等に広域一時滞在の用に供することについてもあらかじめ同意を得ておくことが望ましい。

(5) 通知が必要な者の考え方（法第86条の2第4項及び第6項等関係）

① 協議元市町村長からの通知が必要な者の考え方は、発災直後、現に被災住民を受け入れている公共施設その他の施設の管理者に加え、地域防災計画等に基づき被災住民の支援に携わっている機関（以下「支援機関」という。）が被災住民の広域的な移動がなされることを把握する必要があることや、支援機関が関わりを持つ被災住民に対し広域一時滞在が実施される旨を伝達してもらうことを期待する趣旨で、法第23条の2及び第42条を参考に被災住民の支援に関係することが想定される機関を内閣府令で列記したものである。

しかしながら、そのすべての機関に通知を行わなければならないものではなく、市町村長の判断で実際に被災住民への支援に関係している機関のみに通知を行えばよい。

また、内閣府令の「その他協議先市町村長が必要と認める者」は、関係指定地方行政機関、関係指定公共機関・関係指定地方公共機関、関係公共的団体以外の民間企業等で、地方公共団体との協定等により、実際に被災者支援に関わっており、市町村長が必要と認める者を想定している。

② 協議先市町村長からの通知が必要な者の考え方は上記①と同様であり、被災住民を受け入れるに当たって関係することとなることから、市町村長が必要と認める行政機関及び民間企業等に通知することを想定している。

(6) 都道府県知事及び内閣総理大臣による助言（法第86条の6関係）

助言の内容としては、受入れ先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入れ能力（施設数、施設概要等）等が考えられる。

5. 物資等の供給及び運送

(1) 物資又は資材の供給の要請等（法第86条の7関係）

① 法第86条の7第1項の「必要な物資又は資材の供給について必要な措置」とは、具体的には、自らが保有する物資等を供給することのほか、物資等の購入のあっせんをしたり、流通在庫情報を提供したりすることによる支援も含まれる。

② 同項の規定は、市町村長は都道府県知事に対し、都道府県知事は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請し、又は求めることができるという要請又は要求の流れを法定化したものがある。

- ③ 同条第2項は要請又は要求を待たないで物資等の供給について必要な措置を講ずる、いわゆるプッシュ型の物資等の供給に関する規定である。都道府県知事は、被災市町村からの要求を待っていては被災市町村における救難・救助等の応急措置に支障を来すおそれがあると認められる場合など、市町村の被災状況等に応じ適切にプッシュ型の物資等の供給の要否を判断する必要がある。また、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、被災地方公共団体の状況を判断して、都道府県知事からの要請を待たないで必要な措置を講ずることができるとともに、都道府県知事が市町村長の要求に応えられないと認められる場合には、都道府県知事からの要請を待たないで市町村長に対して必要な措置を講ずることもあり得る。
- ④ ②の規定による要請又は要求は、法律に基づく要請又は要求としての一定の法律効果を伴うものであるが、これらの要請又は要求のみならず、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、例えば、市町村長が指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、直接、物資等の供給を依頼することも妨げるものではないので、念のため申し添える。

(2) 災害応急対策必要物資の運送（法第86条の9関係）

法第86条の9第2項における「正当な理由」とは、要請に応ずることが極めて困難な客観的の事情がある場合に限られるものであり、具体的には、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合や、要請を受けた運送事業者が別の都道府県知事から既に災害応急対策必要物資の運送を要請されている場合、安全でない状況にある場合等が考えられる。これらの場合に該当するか否かは、運送事業者の説明を考慮した上で、要請を行った側が客観的に判断するものである。

6. 新設される事務に関する費用負担

法第91条において「法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、災害予防及び災害応急対策その他この法律の施行に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。」とされている。また、この原則を踏まえ、応援に要した費用については、法第92条の規定により、応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が負担しなければならないこととされている。今般の改正法により新設される事務についても、以下の(1)～(3)のとおり、これらの費用負担の原則が適用されるものである。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用になり、同法に基づいて都道府県知事が救助を行う場合等法令に特別の定めがある場合等は同法の規定が適用される。

(1) 応援対象業務の拡充

拡大された応援対象業務（応急措置以外の災害応急対策）を実施するための応援に要した費用についても、応援を受けた地方公共団体の負担とする。また、内閣総理大臣による応援の要求等に基づき行われた応援に要した費用についても、応援を受けた地方公共団体の負担とする。ただし、市町村が応援を受けた場合であって災害救助法が適用される場合には、応援を受けた業務が同法第23条の救助の範囲に含まれる場合には、同法に基づき費用負担がなされることとなる。

(2) 広域一時滞在

被災地方公共団体が原則として費用を負担する。ただし、広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞を実施する必要が生ずるのは大規模広域な災害の発生時であり、災害救助法が適用されることが想定される。この場合において、被災住民への公共施設等の提供は、災害救助法第23条第1項第1号に規定する「収容施設の供与」に該当することから、都道府県の責任で救助及び当該救助に伴う費用負担がなされる。また、都道府県外広域一時滞が実施される場合は、災害救助法第35条の規定又は関係通達により、被災した都道府県が費用を負担するものとなり、受け入れた都道府県から被災した都道府県に対し救助に要した費用を求償することとなる。なお、法の手続によらない広域的な被災者の受け入れについても、災害救助法の適用がなされる災害に関しては、同法に基づき費用負担がなされることとなる。

(3) 物資等の供給及び運送

物資等の供給については、災害応急対策の実施に必要な物資等の供給について必要な措置を講じられた側が、災害応急対策必要物資の運送については、災害応急対策必要物資の運送を要請又は指示した側が、それぞれ費用を負担する。

7. その他

(1) 災害の定義の見直し（法第2条第1号関係）

近年、竜巻による大きな被害が発生していることを受け、また、竜巻による災害の特殊性等にかんがみ、災害対策基本法の災害の定義において、異常な自然現象の例示として「竜巻」を追加することとしたものである。

(2) 施策における防災上の配慮等（法第8条第2項関係）

法第8条第2項において、国及び地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために特に実施に努めなければならない事項として、同項第12号及び第13号に防災上の新たな課題が追加されたところであり、地域の実情に応じ、追加事項に係る施策の積極的な推進を図られたい。

① 同項12号関係

法第86条の2から第86条の6までの広域一時滞在の規定は、事前に準備された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合に備えて設けたものであり、既存の協定等がある場合には、当該協定等に基づいて、広域的な被災住民の受入れを行うことが可能である。なお、事前の備えが重要であり、あらかじめ管内の施設の受入れ能力を把握した上で協定等を締結しておくことが望ましい。この考え方は、地方公共団体の相互応援についても同様である。なお、法第67条から第74条の2までの応援は、「災害応急対策」に係る人的支援に関するものであるが、法第8条第2項第12号の「地方公共団体の相互応援」は、より幅広く捉えることが可能と考えられる。すなわち、各地方公共団体が、相互応援協定等により行う応援対象業務の範囲を「災害応急対策」のみならずその後の段階の「災害復旧」まで含めること、人的支援のみならず物的支援まで含めること等は、今回の法改正にかかわらず可能と考えられる。

また、相互応援協定については、大規模災害による同時被災を避ける観点から、遠隔地の地方公共団体との相互応援協定等の締結の推進に配慮されたい。

(以下 省略)

(6) 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み

ア 警戒事態を判断するEAL

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑬ 当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑭ 東海地震注意情報が発表された場合（浜岡原子力発電所のみ）。</p> <p>⑮ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑯ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

イ 施設敷地緊急事態を判断する E A L

施設敷地緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれ</p>	<p>P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

<p>があること等放射性物質又は放射線が原子力 事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	
--	--

ウ 全面緊急事態を判断するEAL

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p>	<p>PAL内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

- | | |
|---|--|
| <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> | |
|---|--|

発 行 静岡県危機管理部原子力安全対策課

住 所 420-8601
静岡県葵区追手町9番6号

電 話 054-221-2088

F A X 054-221-3685